

# 珠江デルタの地域社会

——新会県のばあい、続——

西川喜久子

- 一 村落と郷紳
  - 二 天地会反乱
  - 三 公局と郷紳
- おわりに

## 一 村落と郷紳

前稿<sup>(1)</sup>を踏まえて本稿では、清代道光・咸豊期（十九世紀中葉）を中心に、郷紳及び天地会反乱の問題を取り上げる。

先ず最初に、本稿で頻出する「村」について検討しておかなければならない。

瀬川昌久氏は、社会人類学的研究の立場から、「研究者」として『村落』という単位の設定の基準がまちまちだった

珠江デルタの地域社会

り、不明確だったりすることの結果」生じている混乱を指摘され、「まず『村落』は社会的な単位であり、その点で単なる景観上の家屋のかたまりである『集落』とは区別」される。「すなわち、外部に対し政治的にそれを代表する村代表とリーダーたちの合議機関である村公所の組織をもち、郷事委員会の構成単位となっているような単位であり、またかつては村落連合の構成単位となっていたところの単位である。」と定義づけられ、集落——村落——村落群——「郷」の関係の中で、村落という社会単位を位置づけている。<sup>(2)</sup>

片山剛氏も「『村』や『郷』などの最も基本的な史料用語について、その実体を検討しないまま、或いは検討できないまま」、農村社会の研究が行われてきたこと、集落そのものの実体を研究する必要性を指摘し、実地調査と文献研究にもとづいて、清末の南海県と順徳県を対象に、集落の実体を分析している。その中で片山氏は、県以下を統治するための体系として、税糧徴収機構である「都・堡・閘・甲・〔総〕戸・爪」の閘甲制の体系とは別個に、外敵防御・治安維持の体制である「都・堡・村(保)・甲・戸・人」の保甲制の体系——「堡・村」体系があり、「順徳県では外敵防御・治安維持を自立的かつ組織的に行なう基本単位として、村を想定している」のに対し、南海県では、ある集落が村となる——県が村として認定するためには、該集落を「本籍村」——「閘甲制上の戸(とりわけ里長戸)の責任所在地として設定された村」とする姓氏が一つ以上あることが必要であった、即ち、「南海県の『堡・村』体系は、主として閘甲制を補完する役割を担っていた」と推測されている。<sup>(3)</sup>

両氏の研究を参考にして、つぎに新会県における「村」と「郷」について検討しておきたい。前稿同様、各時期の『新会県志』については、乾隆『県志』の如く記すこととする。

新会県のばあい、各時期の『県志』選挙表には、進士・举人・貢生等の人名の下に、白石人・外海人・潮連人など

と注記されており、これらの地名は、ほとんどすべて各時期の『県志』坊都、都里などの項に村名として挙っている。また、後出の如く、天地会反乱をめぐっては、「杜阮黃協成」「都会黎与漢」とか、「伍從第起於麦園」「李安起於麻園」とか、或いは「公局以蠟書告援於三江・凌沖・沙富・塔嶺・横嶺」などと多くの地名が諸書に頻出するが、これらの地名もほとんどすべて『県志』都里の項に村名として挙っているものである。これらの村は、乾隆『県志』・道光『県志』が、潮連司属、沙村司属などの如く各巡検司ごとに大きく括った上で、数村―十数村ごとにまとめて「以上帰徳一図」「以上帰徳二図」などと割注を付していることから推して、治安維持を主目的として、税糧徴収のための図甲制体系をも含み込んだ形ということになるうか。いずれにしても県が村として認定し、巡検司の管轄下に置かれていた、という意味で、『県志』の坊都、都里などの項に挙っている村は行政村とみなすことができ、片山氏のいう「堡・村」体系中、堡の下部単位である「村」にあたる。ただし、新会県には、南海・順徳両県と異なって、堡という行政単位が設けられておらず、――同じ広州府下の東莞県・香山県などにも堡は設けられていない――都の下に直接、村が属している。

ところで、道光『県志』には、卷二、輿地、都里（以下「道光都里」と記す）とは別に、卷一、図説（以下「道光図説」と記す）の項があつて、こちらは、〈帰徳都図〉、〈華粵都図〉の如く、各都ごとに精細な絵図と各都内の集落が記され、さらに、すべての集落ではないが、多くの集落には、そこに居住する族姓まで列挙されている。康熙『県志』及びこれを踏襲した乾隆『県志』には、〈大瓦司図〉〈潮連司図〉の如く、各巡検司の管轄区域ごとに簡略な絵図が付されているのみであり、「道光図説」は、道光『県志』編纂の時点（道光二〇年、一八四〇刻本）での調査に基いて新たに書き加えられたもので、天地会反乱時の村落と宗族の分布を知る上で貴重な記述と絵図である。

さて、この「道光図説」に挙っている村の中には、「道光都里」中に見当たらない村がかなり含まれている。これらの村は、県が村として認定していない集落<sup>1</sup>いわゆる自然村とみなすことができよう。つまり、「道光図説」には、行政村と自然村が混在しているのである。

さらに、「道光図説」は、その説明の中で、たとえば、

白石郷有牛山象山恒美里・洋辺里・蒙林里・俱唐姓 獅山馬山厦村何・盧各姓・居仁里譚姓 ……以下略

というように、「郷」という単位を使っている。このような「郷」が表1に示した如く計一七（または一九）認められ、「郷」内には多くの村、里、巷、坊等が含まれている。一般には村を単に郷と置き換える言い方が普通である——たとえば小岡村を小岡郷と言ひ換える——が、「道光図説」は「道光都里」中の五〇〇近い村の中から特に一七村を取り出して「郷」という単位を与えており、このばあいの「郷」はそのまま村に置き換えることができな<sup>(5)</sup>い、即ち村とは違うレベルの単位と考えるべきである。なお、以下、郷と記し、史料をそのまま引用するばあい以外は、本稿では、原則として村を郷と置き換えた言い方は用いないこととする。

ただ郷の中にも、都会郷、阜頭郷、篁莊郷のように、郷内に他の村を含まず——村の下の区画である里、巷、坊等は含む——、一村がそのまま郷にいわば昇格した形のもと、荷塘郷、天河郷、棠下郷などのように、郷内に多くの村を包み込んだものとの二つのタイプがある。これらの村の中には行政村も含まれており、たとえば荷塘郷内の二三村中一〇村、天河郷内の二三村中一五村、棠下郷内の四〇村中一六村が「道光都里」にも見える村である。なお、「道光都里」は、「郷四」として、龍溪・崑崙・常德・寿寧の四「郷」を挙げ、たとえば龍溪郷には帰徳・華尊・中樂の三都が属するとし、「郷」が都の上位の行政単位として設定されているように記しているが、この四「郷」は、

表1 道光『県志』記載の郷と村

道光図説 郷	道光都里 村	郷内の村, 里, 巷, 坊等 ( )内は行政村の数	郷内の墟市, 廟等
帛 徳 都			
杜 阮 (郷)	杜 阮 村	村3(2)	
都 会 郷	都 会 村	里5, 巷1	
白 石 郷	白 石 村	村4, 里4等(1)	
皋 頭 郷	皋 頭 村	里24, 巷1, 坊1	
外 海 郷	外 海 村	村1, 里7, 巷2, 街3, 坊2	
礼 楽 郷	礼 楽 村	村3, 里13等	
中 楽 都			
天 河 郷	天河墟・天河南 天河春辺・天河瀨 水村	村23(5)	墟1, 書院2, 廟1, 汎1
横 江 郷	横 江 村	坊7	市1, 廟3, 汎2
周郡・濠瀆郷	周 郡 村	村9(6)	廟6, 社学1, 汎2
棠 下 郷	塘 下 村	村40(10)	墟3, 廟5, 寺2, 書院4
篁 荘 郷	篁 庄 村	里21	廟2
大 竈 郷	大 竈 墟 村	里19(6)	廟2
華 萼 都			
荷 塘 郷	河 塘 村	村23(10)	墟1, 廟9, 寺4, 社学2, 汎2
潮 連 郷	潮 連 村	村25(2)	墟2, 市7, 廟7, 社学1
石 碑 都			
天 等 郷	天 等 村	里2, 坊9(1)	
瀧 水 都			
凌 沖 郷	上・下凌沖村	村2, 里14, 巷2等(6)	瀧水都全体で
島 橋 郷	島 橋 村	里4等(1)	墟12, 市2, 廟27, 社学1
沙 富 郷	沙 富 村	村2, 里10, 巷1等	署1, 塩埧1, 汎9
潮 居 都			
三 江 (郷)	三 江 村	村17(5)	

珠江デルタの地域社会

五

1. 杜阮については、「帛徳都、西北多山、東南多水」として、西北にある四つの山名を記した後に、「下為龍榜・松園・山頂諸村、俱黄姓、総名杜阮」とあって、杜阮郷と明記してはいないが、龍榜・松園の二村は行政村であり、杜阮は実質上、郷とみなすことができる。
2. 三江のばあいも「三江村、山多而名少、……有沙岡梁姓・茶園聶姓・洋美容姓……」とあって、三江村のもとに、行政村5村を含む計17村が列記されておられ、三江郷と明記してはいないが、郷として挙げておいた。

明代に設けられたもので、形式上、「道光都里」にも掲げられてはいるものの、実質的な意味はほとんど失なわれており、「道光図説」に現われる一七の郷は、この四「郷」とは区別されるべき新しい単位である。

即ち、道光期の郷は正規の行政単位ではないが、経済・文化活動及び治安維持等のための一つのまとまりを持った社会単位として、現実生活の中で機能していた単位だったのであるまいか。この推測を補強するものとして、郷ごとに、たとえば、荷塘郷のばあい、所属の集落名と居住する族姓を列記した後に、

廟九……廟名を記した割注部分省略、以下同じ……、寺四……、社学二……、墟一……、井三……、汛二……。

という如く、廟や社学、墟などの数と廟名、社学名、墟名などを付記している点を挙げる事ができる。これは即ち、郷が経済的・文化的に、また治安上、一つの社会的結合体に統合されていたことを示している、と考えられないであろうか。郷をこのような実体として捉えるとすると、最もよくその実体を備えている——社会的結合体としての統合がすすんでいる——のが荷塘・潮連<sup>(7)</sup>・天河・棠下の四郷である。瀧水都所属の凌冲等三郷は、墟・廟・社学等が、郷ごとではなく、都全体で一括して記されており、郷としてのまとまりが弱かったことがうかがえる。帰徳都のばあいは、墟市が多いにもかかわらず、郷ごとにも、帰徳都全体としても、「道光図説」には、墟数、墟名ともに記載がなく、代りに、帰徳都の条の末尾に、別扱いで、

江門 廟十四……廟名を記した割注部分省略、以下同じ……、寺五……、書院一……、古蹟……、塩埠一、税館一、汛四……。

と記し、さらに絵図も、「江門図」を別に掲げている。江門墟は、道光年間当時、県城をしのぐ県内随一の商業中心地であり、帰徳都の各郷は、それ自体まとまりを持ちながら、江門を中心としたより上位の経済・文化圏に統合され

表2 新会県の指導的郷紳

珠江デルタの地域社会

① 康熙『県志』康熙29年刻				「東方紳士」			
分校				羅鳴鑾	良	溪	既出
余玉成	忠	孝	進士	唐仁	白	石	廩貢
蘇楫汝	梅	岡	進士	陳冠			廩貢
李朝鼎	小	塘	進士	陳經	外	海	附貢
同纂				「本城与西方紳士」			
湯 晋				譚興然	興賢街		既出
② 乾隆5年，県城の水路浚濬で公推の紳士（乾隆『県志』卷三，建置上，城池・卷十三，附余志）				何朝昌	尚書坊		既出
				黄肇彰	城		廩貢
				黄丕基	石	院	既出
				張佩玉			既出
区有鳳	學前街	武進士	康熙57年	黄震亨	附城大	整	監生
莫之端	城南門	拳人	康熙52年	廖安	西	冲	拳人
謝名時	城横冲	武拳人	康熙35年	陳占元	県	城	既出
劉洪憲	城五頭冲	武拳人	康熙52年	林朝楨	沙	岡	拳人
聶者輔	城新魁濬	武拳人	雍正4年	張懋相			既出
李元標	石	貢生		梁英忠	小	岡	武進士
何璋				何承佑			道光15年
蘇枚							
許成漣							
③ 道光『県志』道光20年刻				⑤ 咸豊4年開設の岡州公局局紳			
分纂				a			
何鳳	尚書坊	拳人	道光17年	何鳳	尚書坊		既出
陳瑤光	外海	拳人	道光15年	莫廷珪	城南門		拳人
羅芳	良溪	拳人	道光15年	何朝昌	尚書坊		既出
何朝昌	尚書坊	附貢		黄震亨	附城大	整	既出
譚錫朋	城翰祿橋	恩貢	道光25年	b			
阮榕齡	潭	岡		何瑄	尚書坊		拳人
総理經費				陳殿桂	城		拳人
譚興然	興賢街	監生(職員)		張靈源	城(凌冲)		拳人
陳占元	城	廩貢(封贈)		黄肇淳	城		職員
張懋相		廩貢(候選訓導)		黎其康	城		生員
				陳殿蘭	城		生員
④ 道光18年，水路浚濬の参与者（道光『県志』卷三，建置上，城池）				c			
譚興然	興賢街	既出		何超光	尚書坊		拳人
羅鳴鑾	良溪	拳人	道光元年	譚振翎	城		職員
黄丕基	石院	拳人	嘉慶23年	莫占衢	城南門		職員
何朝昌	尚書坊	既出		張青柏	城(沙富)		職員
張佩玉		監生		梁英忠	小	岡	既出
				許德元	城南辺塘		武進士
				何定章	尚書坊		道光21年 前任把総

李超元 蘇祥清 劉鳳書 歐陽驥 譚祖恩	県 城 頭 街	武拳人 武拳人 武生	道光20年 道光26年	⑦ 咸豊4年開設の西南団練局局紳				
⑥ 咸豊4年開設の東北団練局局紳				黄震亨 李拱南 黄祥榮 黄錫祺 何汝彬 梁遠吉 譚錫朋 梁平章 張雲帆 梁純 張靈源 張殿安	附城大整 石 大 步 附城大整 城 天 等 縣城翰祿橋 小 岡? 縣城(凌沖) 縣城(凌沖) 縣城(沙富)	既出 恩科副榜咸豊11年 拳人 咸豊元年 副貢 歲貢 咸豊8年 恩貢 道光25年 恩貢 咸豊3年 既出 武拳人 道光19年		
a				⑧ 同治4—6年、葵扇章程の作成を命ぜられた紳士				
唐金鑑 黄駒 尹萃 盧文盛 黄鸞鏞 呂遇鴻 唐金華 陳濟清 李乾元 李星輝 林潤芳 容銑 尹蓮生 呂銘恩 鄧仕儀 黎華玉 李秀 区鉅元	白杜木 潮紫泥 江白外 荷麻荷	石阮 進士 歲貢 拳人 拳人 拳人 增貢 拳人 拳人 貢生 拳人 拳人 監生 拳人 廩貢 州同 (拳人)	道光13年 道光11年 道光24年 道光12年 道光23年 道光20年 道光17年 道光29年 道光20年 道光24年 咸豊元年 同治5年 同治3年	李瑾輝 陳熙森 何朝昌 何瑄 鍾応元 伍元亨 莫文海 関之翰 梁国土 盧文盛 陳朝基 何逢春 何朝琮 陳位南 黎其康	荷外 縣城尚書坊 縣城尚書坊 天河大 南 山 縣城南門 河村談雅 小 岡 潮 連 外 海 縣城尚書坊	進士 生員 既出 既出 拳人 拳人 拳人 拳人 拳人 既出 拳人 武進士 監生 拳人 附貢	同治元年 道光26年 道光26年 咸豊元年 咸豊11年 咸豊11年 同治2年 咸豊11年	
b				李辰輝 陳国光 陳朝柄 歐陽琦 趙泰清 羅兆棠 黄廷輔	荷外潮 筭 莊 頭 溪 阮	進士 拳人 拳人 拳人 拳人 拳人	同治2年 道光12年 咸豊元年 道光24年 咸豊6年 同治元年 同治6年	

注 ⑤のaは、知県から事前に相談を受けた「四紳老成」。bは正式に「公举」された紳士。cは常時公局に出入して会議したり、局務を委任されたりしている紳士。  
 ⑥のaは、同治『県志』巻10、事略、「東北局団練禦寇紀略附」に、東北公局の開設と活動に貢献した東北方紳士として名が挙っているもの。bは、同治3年に韓鳳翔知県により東北局紳として追加任命されたもの(『岡州再牘』巻一、「論局紳」)。区鉅元は、光緒『新会潮連郷志』巻5、人物略の記述に基いて、加えた。  
 ⑦は同治『県志』巻10、事略、「咸豊四年西南団練禦寇紀略附」に同7月1日に団練を行なうよう諭を發した紳士として名が挙っているもの。張靈源・張殿安は黄錫祺らとともに壮勇の召募に派遣された。張雲帆・張靈源は前稿でとり上げた張氏の凌沖房、張殿安は沙富房の族人でいずれも県城籍。このほか、『紅兵紀事』「開設公局」に「司西南者則何濟楚・梁煥之諸人」とある。  
 ⑧は『岡州再牘』巻1、「飭定葵扇章程論」による。



ていたためではないか、と推測される（江門については後述）。

以上の点を踏まえて、つぎに、郷紳と村落、地域差の問題を検討する。

表2—①（以下①の如く記す）は康熙『県志』の編纂関係者、②は乾隆五年（一七四〇）に、県城の水路浚渫に際して推挙された紳士の姓名である。『県志』選挙表、列伝及び族譜等によって、所属の街・村名、身分が判明したものは記載したが、未詳のものもある（以下同じ）。③と④は、道光『県志』編纂と、道光一八年（一八三八）の水路浚渫にそれぞれ参与した人々である。

これらの表を比較対照してみると、康熙——乾隆初（一七世紀中葉——一八世紀中葉）と道光年間（一九世紀前半）とでは、県レベルの指導的郷紳の姓がほとんど入れ替わっていることがわかる。即ち、①・②に挙っている計十余姓のほとんどが、③・④では姿を消しているのである。

では、咸豊四年（一八五四）の天地会反乱をはさんだ後の咸豊・同治期と、それ以前の道光期とではどうであろうか。⑤——⑧は、天地会反乱以後、同治九年（一八七〇）までの期間に、団練や葵扇章程作成などで指導的役割を果たしたり、局紳として名が挙がっている人々のリストである。③・④と⑤——⑧を比較してみると、譚（県城）・何（県城尚書坊）・陳（県城）・唐（白石）・陳（外海）・黄（附城大塹）・梁（小岡）、それに莫（県城南門）を加えると、計八姓が重なっており、姿を消しているのは、阮（潭岡）・黄（石阮）・廖（西冲）・林（沙岡）の四姓にとどまっていることがわかる。さらに、咸豊・同治期になって初めて登場してきた姓も多く、黎（県城）・歐陽（篁莊）・胡（?）・黄（杜阮）・尹（木萌）・盧（潮連）・呂（江門）・鄧（江門）・李（荷塘）・容（荷塘）・黎（都会）・梁（天等）・鐘（天河大阮）・関（河村談雅）・伍（南山）・趙（梟頭）・陳（潮連）・区（潮連）・李（石步）など二〇姓前後に上る。

以上の検討を通じて、つぎのように言うことができる。(1) 乾隆初期から道光中期までの期間、即ち乾隆・嘉慶期の頃に、新会県の指導的郷紳の出身宗族が大幅に入れ替わっていること、(2) 道光期にほぼ勢揃いした県レベルの有力紳士を擁する宗族の多くは、咸豊・同治期にもその地位をひきつづき保持しており、さらに新たに多数の有力郷紳が登場していること、(3) 道光期に有力郷紳を出しながら、咸豊・同治期には姿を消してしまった四氏は、いずれも西部もしくは南部の郷村地帯から出ていたこと——潭岡(阮氏)は潮居都、石阮(黃氏)は文章都、西沖(廖氏)は新化都、沙岡(林氏)は潮陽都所属の村、各都の位置関係は後掲の表4参照——、(4) 新たに登場した郷紳たちの多くは、東北部の郷村地帯から出ていること、(5) 咸豊四年開設の東北団練局紳と西南のそれとを比較してみると、東北は、拳人・進士が大部分を占めるのに対し、西南は、拳人は一人のみで、それも附城即ち県城郊外(大整は県城西南郊にある)から出ており、県城の七割を占め、約三〇〇カ村が散在する西・南部の農村からは有力郷紳がほとんど出ていないこと、等である。

右に指摘した諸点のうち、(4)と(5)について、さらに検討してみたい。

咸豊・同治期に県レベルの有力郷紳を出している村は、杜阮・都会・白石・泉頭・外海・江門・木萌・麻園・南山(以上帰徳都)、天河・良溪(棠下郷)・篁庄(以上中樂都)、河塘・潮連(以上華尊都)、天等・河村談雅・石歩(以上石碑都)、小岡(潮陽都)の計一八村であるが、杜阮から潮連までの一四村が東北にあり、このうち、木萌・麻園・南山を除く一〇村が前述の郷として扱われている村である(表1参照)。なお、江門は郷ではないが、郷よりさらに上位の統合単位と考えるべきであろう。西・南に属する村は、天等・河村談雅・石歩・小岡の四村、郷として扱われているのは天等のみである。

前に郷を經濟・文化活動及び治安維持のための一つのまとまりを持った社会単位として捉えたが、このような郷から出ている県レベルの有力郷紳は、郷内の他宗族とどのような関係にあったのであろうか。「道光図説」の記述及び各時期の『県志』選挙表・列伝・列女伝などからみて、事実上の単姓郷とみなされるのは、杜阮(黄氏)・外海(陳氏)・都会(黎氏)・篁莊(歐陽氏)の四郷、その他の郷は複数の族姓を含んでいる。この複数の姓が共存する郷について順次見ていこう。

白石 「道光図説」では、唐・何・盧・譚・甘・英・黄の七姓が挙げられているが、選挙表で見ると、明代以来、継続的に举人等を出しているのは唐姓のみで、とくに乾隆期以降は唐姓がほとんど独占している。

皋頭<sup>(1)</sup> 選挙表を見ると、明代と清初に林・梁・鄧・郭・俞各姓の進士・举人が出ているが、嘉慶以降、趙姓に独占されている。「道光図説」には、林・区・楊・何・趙の五姓が挙っており、林・趙以外の他姓はすべて入れ替わっていることがわかる。

天河 「道光図説」には居住する族姓が記されていないが、選挙表等によると、譚・廖・蕭・郭・区・温・黄・鍾・劉・簡・馮の十一姓が認められる。このうち、明代以来乾隆年間までは譚姓が断然他を圧しているが、選挙表でみる限り、嘉慶以降、天河の突出した郷紳の地位を一步も二歩も退いた形である。替って浮上してきたのが鍾氏で、鍾氏は嘉慶二三年(一八一八)に鍾麟士が举人に及第するまで、選挙表には現われなかった新興郷紳であるが、その後、道光二九年(一八四九)に鍾需が恩貢に、咸豊元年(一八五一)に鍾応元が举人に及第しており、前稿で取り上げた趙莫抗争の際には、全県紳士を代表する三紳の一人と目されるまでの地位を築いたのである。鍾応元の父廷芳が、嘉慶から道光初にかけて、桑の栽培と販売で産をなしたと推測されることについては前稿で述べた通りである。

村進士・舉人等一覽

乾 隆	嘉 慶／道 光	咸 豐／同 治
黃從龍, 黃景略 黃中, 黃光風	黃叶五／ 黃鳳韶, 黃駒／	／黃廷輔
黎士希  黎大剛 黎英邦	黎建屏／  ／黎安邦	／黎華玉
唐文華 唐奐若, 甘天龍	唐寅亮／ 唐金鑑／唐金華 ／唐朝瑀	唐文富／ 唐文饒／
		趙泰清／ 趙蕙生／
呂文源, 黃宗瓊, 黃國正, 黃龍兒 李珍	／呂榮, 呂晉, 黃鸞鏞  馮彰／	呂銘恩／林秀芳, 呂元思  ／劉鳳輝  ／林錫康
	／尹莘	尹聘三／ 尹翼經
	／李國昌, 林潤芳 周汝霖／周巨源 馬天保／馬玉麟	馬應龍／林國宗
	／伍元亨	
譚大經 譚沢, 肅光志, 譚寧, 譚 廷瓚, 譚藩, 蕭鉞揚 譚駮, 譚朝弼, 蕭天沢, 温達, 譚天齊	黃顯章／ 鍾麟士／  ／鍾需	鍾应元／劉仕焜, 譚國恩
張夢熊, 陳兆桂, 鍾啓韶, 張鵬霄	張衍基／羅天池 張源基／李覽輝, 黃昭新, 羅鳴鑾, 盧家駒, 羅芳, 羅	周景文／羅兆棠, 羅坤

表3 新会県各郷・

郷・村		明	順治/康熙/雍正
杜阮郷	進 五 士 人 貢	黄印, 黄公輔 黄文星, 黄早(啓泰) (黄篤望, 黄篤觀)	黎台斗 / 李上林 /
都会郷	進 五 武 進 士 人 貢	黎貞[薦辟] (黎新之, 黎民望, 黎傑, 黎匡国)	/ 黎達 /
白石郷	進 五 武 進 士 人 貢	唐元楫 温琇, 李峻, 譚直, 唐元棹, 唐良棊	唐龍禎 / 唐郁文, 唐奎文, 甘湛泉 / 譚龍 / 譚洪猷 /
泉頭郷	進 五 武 進 士 人 貢	林枝橋 梁益, 鄧文憲, 林允達, 鄧 思仁, 趙如楚, 林奇鳳	/ 俞璉, 林捷 /
江門村	進 五 武 進 士 人 貢	尹志伊	吳季珩 / 呂聖源 / 呂乾質 / 尹廷瓚, 呂惟尚 呂元芳, 呂夢熊 / 張翥, 張起龍, 呂袞登
木萌村	進 五 武 進 士 人 貢	周修[薦辟] 周京, 周必誠 馬尚泉	/ 尹雪生, 尹帝則 /
麻園村	進 五 武 進 士 人 貢	譚維鼎, 廖文炳, 馮明寅, 郭才華	/ 容如玉, 譚肇基, 蕭一鶚, 郭上暉 / 譚經略, 譚儀, 譚化龍 /
南山村	進 五 武 進 士 人 貢	陸光祥, 譚正国, 梁鳳翔 李宣, 李文壘, 陸象賢, 盧 大元	/ 伍鳴佩 /
棠下郷	進 五 武 進 士 人 貢	陸光祥, 譚正国, 梁鳳翔 李宣, 李文壘, 陸象賢, 盧 大元	盧珽臣 / 譚君禱, 張鵬翼, 周緝敬 / 譚正, 区彬, 甘德光 /

乾 隆	嘉 慶／道 光	咸 豐／同 治
陸俊民, 陳鶴鳴, 張書紳 羅勝	祖灝, 盧慶龍, 羅英, 陳翹 陸德興, 陸其儀／	／張羅
	／歐陽衢, 歐陽琦, 歐陽文杰 歐陽寬／歐陽彥	
陳其焜 周国器, 李潮三, 黎皓, 李大成, 容恭, 李世昇, 李科  黎文輝, 陳龍駒, (黎發 藻), 陳沢  容武揚, 李瑩, 容靖海, 李璦, 李仁勇	黎德符／ 莫大領, 陳大經, 李昌, 容 世健, 李彬, 李令儀／ 李啓元, 李衡, 容銳, 李式 金, 容廷槐, 容自正, 李星 輝  李典／李有常, 李乾元, 李 準, 李棠	／李璣輝, 李辰輝 黎乾, 李穉, 李榮, 李佩 芬, 陳達榮, 李学元／陳 如坡, 容景宸, 李仕元, 李大釗, 劉觀成, 李開禧, 李卓華, 容家傑  容家, 李士龍／陳秋榮  ／李榮陞
李拱	／梁瑛	梁達吉／
湯雲万		閔之翰, 林青萍／  ／湯廷相
麦上才, 梁靖波  麦造典	梁天枢, 梁魁／  ／梁英忠	梁維翰, 梁国士／  ／梁元彪
		／張其翼  ／張翼鵬
林昌安	／譚達朝, 張国光, 張廷光, 張梓材, 張棟樑	／梁伯鴻

3) 選挙表で北街人, 紫泥人となっている者は江門に含めた。

郷・村		明	順治／康熙／雍正
	貢士人 進 五 武 武		／陸承祺，陸阜／ ／盧仁勇 ／譚福梅，羅積珍／
篁 莊 郷	進 士 五 貢	歐陽建 歐陽翼， 歐陽誼	／歐陽綬及， 歐陽鴻進／ 歐陽誠
荷 塘 郷	進 士 五 貢 武 舉 人	俞士瑛， 何孟倫 聶龍靈， 李積， 容大德， 俞容 士球， 黎弘基， 張良貴， 劉奇蘊 今式， 傅尚霖， 劉奇蘊	／張月甫 ／余龍翔， 劉廷用， 劉容 聶振奇， 黎起龍， 劉廷用， 劉容 陳釗／陳玉祥， 劉用賢， 劉容 佐国， 俞滋慧， 区自芳， 李 與蚊， 胡戮黃， 区自芳， 李 文燦， 劉璋成， 劉璉成， 張 惟瑾 ／容鳴鳳， 容上達， 容士望， 李儀鳳， 容景山／ 李剛
天 等 郷	進 士 五 貢	梁心材 梁奇頭， 李壯国	
河 村	舉 人 五 貢 武 進 士	湯敬升， 闕熙運	／方德秀／
小 岡 村	進 士 五 貢 武 進 士	梁衛， 梁存誠， 梁大中， 梁 日暉	／梁迪／ ／梁為章／ ／梁伯倫／ ／ 梁繼勇
凌 沖 郷	進 士 五 貢 武 進 士	張傑夫 張心橋， 譚円策， 張璧光， (李果)	／張成遇／ 譚勳， 譚君祐／張顯遇， 譚 幾， 張達仁， 譚廷占／ 譚君策 ／譚禹汲／
沙 岡 村	進 士 五 貢	張瑛， 林聯綬 林以豫[薦辟] 張紳， 張紀， 林大章， 林大 芳， 張鴻， 林宗旆， 林之覺， 林聯纓， 張鉅璣	林阜， 張国紳／ 　／

1) 道光『県志』卷六，選挙・同治『県志』卷五，選挙等に基いて作成。  
 2) 五貢の年次未詳者は原則として省いた。

良溪(棠下郷) 良溪村は棠下郷を構成する四〇村の一つである。「道光図説」には居住する族姓の記載がないが、選挙表等によると、棠下郷内には、陸・周・張・譚・李・梁・盧・陳・鍾・甘・黄・黎・羅などの諸姓が居住していたようで、明代以来、黎氏を除くこれら各姓から紳士が出ているが、ここでも、道光期以降、良溪の羅姓が一頭抜きん出ている。

荷塘<sup>(13)</sup> 「道光図説」によると、二〇姓が居住しており、清初まで、俞・何・張・聶・黎・余・陳・容・胡・区・李・劉の一二姓(うち、何・区の二姓は「道光図説」には挙っていないから他所へ移住したのであるか)から紳士が出ていたが、道光期以後、李氏と容氏、とりわけ李氏が圧倒的に優勢になっている。

潮連 「道光図説」に族姓の記載がないが、前稿で述べたように、民国『潮連郷志』によれば、民国期、計一五姓が居住しており、うち、陳・盧・区・潘の四姓が「族盛人衆」であつた。選挙表から見ても、明代以来ほこの状況が続いていたようであるが、しかし、ここでもやはり、時期は若干遅れるが咸豊以後、陳姓と区姓が抜きんできてゐる。

天等 県西部で郷として扱われているのは石碑都に属する天等のみである。しかし天等からは、清初以来、咸豊・同治期にいたるまで、挙人は梁瑛(道光十一年、一八三一)一人しか出ていない。西南団練局には、天等から梁達吉が、石歩から李拱南<sup>(14)</sup>が出ている(石歩も石碑都に属する)が、前者は咸豊八年(一八五八)の歳貢、後者は咸豊一年の恩科副榜であるから、咸豊四年の時点では、兩人とも生員の身分だったのであるまいか。石碑都を代表する紳士として『岡州公牘』(前稿参照)にしばしば登場するのは、河村談雅出身の咸豊元年の挙人関之翰である。天等と河村談雅の関係であるが、各時期の『県志』坊都、墟市などによると、石碑都では、明代に談雅・天等など八村が設



けられ、清初の頃、談雅市・談雅墟・天等墟・河村墟・上梧墟・上石歩墟などが生まれ、同治期まで続いていたようである。「道光圖説」の絵図で見ると、談雅市、天等墟、河村墟は近接しており、この三拠点が石碑都の心臓部をなしている。光緒期には、石碑都全体を河村と総称するようになっていた、という<sup>(16)</sup>。前稿で述べたように、河村墟を中心とする西部一帯は、葉タバコの特産地であり、その市場は、江門・県城・県内各村の墟市のほか、広西・貴州にまで及んでいた。即ち、天等・河村・談雅の一帯は、西・南部では最も村落の統合が進んだ、いわば東北型の地域である。しかし、清代、天等・河村出身の紳士は寥々たるもので、康熙年間に挙人方徳秀が出た後、右の梁瑛、ついで、咸豊元年の関之翰まで挙人は出ていない。

江門 『県志』選挙表に江門人として挙げられているのは、呉・呂・尹・張・李・馮・林・劉・黄<sup>(16)</sup>の各姓であるが、各時期を通じて呂氏が優位を保っている。明代に江門籍の科挙合格者が出ていないのは、おそらく次の事情によるものであろう。江門墟（圩）が成立したのは明初の頃で、蓬萊山（狗山）の西麓に茅寮数軒があるのみの小さな墟<sup>(17)</sup>であったが、明末には山麓一帯の沖積地に商店や作坊を有する市に成長した。明末清初期に、江門墟を管理するための機構を設けることになり、杜阮の黄姓・木萌の尹姓・範羅岡の呂姓・皋頭の趙姓・白石の唐姓の五大族が連合して「江門公約」を組織し、毎日、公約から人員を派出して当番にあたり、交替で治安の責任を負い、秩序を維持するようになった、という<sup>(18)</sup>。杜阮・木萌・皋頭・白石の四村は、江門墟をとりまくように、それぞれ西北、西、東、北に位置しており（南面は海）、範羅岡は、墟の西北端にある<sup>(19)</sup>。即ち、明初、江門墟は江門村内の一小圩にすぎなかったが、明代を通じてしだいに発展し、明末清初以降、杜阮・木萌など周辺数カ村以上を圏域とする大墟——スキナーのいう「中間市場」にあたる——に成長し、五大族がこれを共同管理していた。明代、江門村からは科挙合格者は出なかつ

たが、清代に入つて江門墟はさらに発展し、墟内西北端にある範羅岡山麓に聚居していた呂氏、同じく東端の北街に定住する張氏<sup>(20)</sup>らから挙人・五貢が出て、江門籍の挙人・五貢が生まれた。杜阮黄姓・木荫尹姓等は、江門墟を管理・支配する大族であつたが、科擧制度上は、杜阮籍・木荫籍であつた、ということであろう。

江門の繁栄に対応して雍正八年（一七三〇）、県丞署を県城から江門に移した<sup>(21)</sup>。龍廷槐（順徳入、乾隆一四年——道光七年、乾隆五二年の進士）が、

順徳県……惟龍山・龍江・勸樓・黄連・陳村人、務商賈稱為饒庶、然皆貿易於石龍・江門・省垣・佛山四鎮<sup>(22)</sup>。

と述べているように、乾隆末から嘉慶の頃（一八世紀末——一九世紀初）、江門は既に、省都廣州・佛山（南海県）・石龍（東莞県）と並ぶ省内の商業重鎮の一つとなつていた。「道光図説」の「江門図」には、南行會館・油糖會館・穀欄・蟹欄・鹹魚欄・稅館などの位置が示されている。道光年間、江門は、近隣各県および西江上流・南路一帯の商品——穀米・果菜・油糖・鹹魚海産等——の一大集散地となつており、スキナーにしたがえば、「中間市場町」を兼ねた「中心市場町」に成長を遂げていた、といえよう。新会県における天地會反亂の司令部が置かれたのは、この江門であり、その指導者呂瑞俊は江門切つての名門呂氏の族人であるとみられる。

以上要するに、咸豊・同治期に県レベルの有力郷紳として浮上してきた紳士たちの多くは、商品經濟の展開にともなつて、各地方ごとに墟を中心として地域の統合が進む過程で、郷内の競合關係にあつた複数の宗族をしのいでリーダースhipを握るに至つた有力宗族・有力支派の族人であつた、とみられ、東北における公局は、これらの紳士を結集した機関であつた、といえる。

一方、西南部には、約三〇〇カ村が散在しているが、選挙表と「道光都里」をつき合わせて検討した結果、道光年

問に限ってみると、一〇余村から、挙人・五貢・武挙人らの紳士を出してはいるものの、そのうち挙人は、沙岡の林氏が二名(表3参照)出しているほかは、仙洞・那伏・嶺背・水辺・古井から各一名など、廖々たるものである。西南に郷が少ない、ということは、村落の統合が東北ほど進んでいない、ということでもあり、孤立・分散的な村落自治・宗族自治がより強固に存続していたもの、と想像される。

## 二 天地会反乱

新会県における天地会反乱については、いずれも自ら反乱鎮圧に奔走した三人の人物によって記された三種の記録がある。先ずこれら三史料の筆者とその特色を紹介しておきたい。

(1) 陳殿蘭 『岡城枕戈記』 陳殿蘭(字香浦)は新会県城の人で生員。嘉慶一六年(一八一七)の進士陳燮元の孫。県城の岡州団練局に在って局務に従事、文告を担当した。本書は、咸豊四年五月十三日から、同年十一月二十四日、江門を奪回するまでの六ヵ月間の推移を記した実録で、知県陳応聘(山東濰州人、道光一三年進士、咸豊二年六月——同六年在職)の序(咸豊五年九月付)を付して刊行したもの。他の二著に較べ、より広い見地から全体を把握しており、反乱鎮圧のいわば正史にあたる。以下『岡城』と略記。<sup>(23)</sup>

(2) 譚祖恩 『新会靖變識略』 譚祖恩(字または号鏡吾)は監生。「邑城富戸首称譚・黄」(『岡城』卷一、七月二十一日の条)といわれるほど県城でも屈指の富戸である。譚祖恩は公局の局紳として名は挙っていないが、七月十五日、新会県城が包囲されると、翌日、知県に呼び出されて公局で局務に従事することになり、しばしば団丁を率い

て城内の巡回や督戦にあたっている。自ら記すところによれば「祖恩年軽望淺、例不応与聞公事、縁家人皆避乱他郷、惟祖恩一人在家、責無旁貸、是日聞邑侯召、即出局辦事。」<sup>(24)</sup>とある。本書は、咸豊四年五月十三日から翌五年六月末に、県城・江門及び鄉村地帯の壮勇すべてを解散するまでの約一年間の記録である。天地会リーダーの姓名と出身地については、本書が最も詳しい。咸豊五年の刻本<sup>(25)</sup>。以下、『新会』と略記。

(3) 趙沅英 『紅兵紀事』 趙沅英(名仲配、字言英、庠名沅英)は、前稿で取り上げた三江趙氏の族人で生員。動揺する趙氏の族内を反天地会でまとめ上げ、自ら壮勇を率いて県城に応援に馳せ参じ、知県陳応聘をして「三江為会邑第一郷」(同書「呈書陳尹」の条)と言わしめた。前二書が日誌風の記録であるのに対し、本書は「陳尹守城」、「三江嚴守」などの項目を立てて、各項目ごとにまとめている。私人の備忘録という性格の、公表を予想していない記録であるため、天地会反乱に対する族内の葛藤や、他族・他村に対する非難、反感などが率直に記されていて興味深い。以下『紅兵』と略記<sup>(26)</sup>。

このほか、同治『県志』卷一〇、事略の末尾に「咸豊四年西南團練禦寇紀略」「東北局團練禦寇紀略」が付されており、前者は上記三書があまりふれていない西南団練について記しており、参考になる。以下同治『県志』「西南紀略」、同「東北紀略」と略記。

これらの史料に基づき、先ず、新会県における天地会反乱の経過を、コメントをまじえながら追ってみた。ただし、依拠する史料の性格上、また、筆者の当面の問題関心からしても、天地会反乱それ自体よりも、反乱と対峙した側、即ち、地方権力、郷紳、宗族指導者の動向が中心になる。以下の記述でとくに注記のないものは、主として『岡城』によっている。

咸豊四年五月、何六に率いられた天地会が東莞県石龍鎮で蜂起し、東莞県城を占拠したのが、以後、両広地方を揺るがした大反乱の狼煙となった。<sup>(27)</sup>

新会県では、新会營參將衛佐邦が省城防衛のため兵勇三五〇名と共に召喚され、官軍の守備が手薄となったので、五月二十七日（以下日付はすべて旧曆）、知県陳應聘は、先ず、何鳳・莫廷珪・何朝昌・黃震亨ら「四紳老成」に防御のことを相談、この四名の名で紳士たちを召集することにした。翌二十八日、城内岡州書院に紳士たちが集まったが、この時参集したのは、何鳳・莫廷珪・何朝昌・莫占衛・張青柏・譚振翎の六名、この會議で、何瑄・陳殿桂・張靈源・黃肇淳・黎其康・陳殿蘭の六名を「董理」として公擧した（一二名の身分等については表2—⑤参照）。この會議には、知県の命で典史方奎焯が加わっている。翌日、紳士たちは県署に赴いて、（知県主宰のもとで）県城防衛のことを議したが、議論は定まらず、團練章程作成に着手することもできないままに終わった。この時知県は、各郷村にも團練を行なうよう通諭を發している。

六月初一日、正式に「防御公局」を岡州書院に開局したが、集まった紳士は「甚寥々」であった。四日、知県は自ら、軍需銀一〇〇両を提供、公局に対して一〇〇名の勇丁を募って新會營に送り、（公局が勇丁の）口糧銀を支給するよう命じている。一方、（公局の）紳士は手分けして富戸を訪問してまわったが、どの家も避難第一と、「勸捐」<sup>(29)</sup>に応じようとせず、数日間かけて四〇〇余両しか集まらない、という有様であった。そこで知県は、再度軍需銀五〇〇両を提供した上、公局に富紳を召集して「勸捐」しようとしたが、当日、知県が公局に出向くと、紳士数人が衣冠を整えて出迎えたものの、富紳は誰一人現われず、何瑄と陳殿桂が、県城で一・二を争う富豪譚家に赴いて懇請し、やと譚盛偉（例貢生、在籍知府、祖恩の叔父）一人が八〇〇両（『新會』は一〇〇〇両としている）を寄付した、と

いう。

このように資金集めは難行し、勇丁の募集についても局紳たちの意見は一致せず、何瑄と陳殿蘭は「加募之説」を主張していたが、「四紳老成」のうちの黄震亨は「決意不与事」、何鳳と莫廷珪も「以議不合、不常到局」、という状態であった。そこへ六月二十日、潮居都小岡村から梁英忠（道光一五年の武進士、在籍都司、「以其老戎行、或必有見地也。」とあるから、相当の年輩だったようである。小岡梁氏については表3参照。）が県城に出て来て、事態が切迫していることを告げ、「加募」を力説したので、やっと公局として増募を認めることになった。翌日、梁英忠と許徳元（道光二一年の武進士、県城南辺塘）が武拳人・武生らを率いて公局に集まり、「加募加捐章程」を協議した。梁英忠は自ら三〇〇両を醸出し、知県にも五〇〇〇両の加捐を要請、勇丁募集の掲示を出したのである。陳殿蘭はこの間のことをつぎのように記している。

嗚呼、梁公此來殆天眷新會、而默有以啓其衷也。維時妖氛四起、餉絀兵單、邑侯所持戮力濟艱者、惟公局耳。顧乃道旁築室、議論蝸蟻、主大謀者、但為兩端之談、擁厚質者、只辦出亡之計。何瑄諸公心知其非、而事權不屬、言不足以信衆、予以望淺年輕、更莫能贊一詞、每下局必到何瑄處、相与唏噓扼腕、不知葬身何地也。幸而梁公一出、藉其位望、遂決大疑、六十日化險為夷、未始非此一舉基<sup>(30)</sup>之。

即ち、公局の実権を握っている上層郷紳はいまいな態度を取り、富豪は逃げ出すことのみ考え、比較的若年の何瑄たち拳人クラスには権限がなく威信も不足し、若い生員である陳殿蘭自身は意見を述べることさえできずに切齒扼腕していたところに、武進士の梁英忠と許徳元が、武拳人・武生らを率いて乗り込み、難題が解決したのであった。これ以後公局はようやく動き始め、捐銀の呼びかけに応えて、富戸の「至者頗衆」く、張青柏（職員、沙富張氏の族

人で<sup>(31)</sup> 山城在住者)が武器の購入、旗幟の製作を委ねられた。また、各処で壮勇の「内変」が続出していたことから、壮勇の選定には紳士の保証を要することとした。

以上の経過から、蜂起の報が伝わると、官軍による防衛がほとんど期待できない中で、先ず行動を起こしたのは知県であり、知県が四人の老成の紳士に委嘱する形で、山城在住の紳士を結集し、対策を講じようとしたが、決定権を握る老拳人たちは優柔不断、富戸たちは金銭の負担をまぬかれようとして、公局に関わろうとせず、若い拳人・生員は事態を深刻に認識してはいたものの、「望浅年輕」の故にいかんともなし得ない、という状況の中で、武拳人・武生員を引きつれた武進士の梁英忠・許徳元らによって、事態が開開されたことがわかる。以後も、武拳人・武生らは勇丁を率いて山城防衛などに活躍しており、平時の文紳と武紳の立場がここでは逆転している。これは、反乱という緊急事態が然らしめた、ということのほか、新会県における文紳の相対的弱体という問題が、ここで顕在化した、ともいえる。即ち、新会県では、道光一三年(一八三三)から同治元年(一八六二)まで三〇年間——山城に限って言えば、嘉慶一六年(一八一—)以来、同治『県志』編纂時の同治九年(一八七〇)に至るもなお——一人の進士も出ておらず、一方、この同じ三〇年間に武進士は五人出ており、平時から尚武の気風が強かったことがうかがえる。知県が二度にわたり団練を厳論していた杜阮村で七月七日、ついに黄協成・黄盛・黄安らが蜂起した。「新会之難、禍胎杜阮」(『岡城』七月初七日の条)とある如く、新会県内で最初に火の手が上ったのが杜阮村であった。杜阮は鶴山県との県境にあり、鶴山県の天地会リーダー馮坤と黄協成らが結びつき、黄氏の祖祠で「聚飲堅旗」したのである。杜阮村は前述の通り黄氏一族の事実上の単姓村で、一族を束ねていた黄駒(道光一一年の歳貢。黄氏は嘉慶一二年の黄叶五以降、同治六年に黄駒の子廷輔が拳人に合格するまで拳人を出していない)が、この時広州の獄に繋れて

おり（「時因事橈革、逮繫広府獄」<sup>(32)</sup>）、知県は黄一族を統御させるため、「上憲」に黄駒の釈放を上書、黄駒は回籍した。この後東北団練局が開設されると、黄駒は局紳に加えられ、反乱鎮圧の責を負わされる。

翌八日、陳松年、呂瑞俊（萃進、萃俊）<sup>(33)</sup>らが江門の狗山で蜂起した（狗山起義）。陳松年は「松年潮連岡頭人、眇一目、為拳棒教師」<sup>(34)</sup>或いは、「松年本江門練目」<sup>(35)</sup>とあり、呂瑞俊は「萃進江門範羅岡人、上舍生、為江門六寮更目」<sup>(36)</sup>とある。陳松年は前述の潮連四大族の一つ陳氏の族人、呂瑞俊も江門の望族呂氏の族人とみられる。「六寮更目」というのは、「六廟值事」が掌握する江門の治安維持機構である「六寮更館」の頭目のことであろう。吳添「江門六廟話当年」<sup>(37)</sup>によると、江門の六廟は、<sup>(38)</sup>普通一般の神廟とは異なり、六座の神廟が連合して組織した一つの社会組織で、神廟を管理する值理・值事には、地方の名望ある「商業巨子」があたり、迎神賽会なども行なうが、治安維持を主目的としており、彼らは武装力を後盾として、江門の権力を掌握、支配集団を形成していた。「六寮更館」はこの支配集団を支える武装力となっており、咸豊年間、呂瑞俊と陳松年が、それぞれ更館の「領導人」と「教頭」に任じた、という。朱勉第「紅巾軍在江門」<sup>(39)</sup>は、「呂氏趙然祖祠」に武館が開設されており、呂瑞俊が館主に、陳松年が教頭に任じていた、と記している。この「六廟值事」と江門墟を管理するために、明末清初期に組織され、五大姓によって運営されたという「江門公約」との関係はどうなっていたのか、並存していたのか、或いは後者が前者に吸収されたのか不明だが、並存していたとしても、「江門公約」は「六廟值事」に従属していたのではないかと推測される。<sup>(40)</sup>

さて、江門に駐在していた県丞張景堂・署守備吳元陞・署千総黃龍彪らはすべて県城に戻り、陳松年・呂瑞俊らは戦わずして江門を占領、江門は新会県天地会の司令部となった。江門の砲台には計八門の砲が備えてあり、狗山起義



に先立って知県は、これらの砲が反乱軍の手に渡ることを恐れ、度々、六廟値事に対して砲を引渡すよう命じていたが、値事らは口実を設けて引渡しを拒み、団練を行なえ、との命に対しても、「置不省」であった。そこで知県は、自ら「江門公所」に赴いて紳耆を召集したが、「無一至者、遂遷」という破目になったのである。ところが狗山起義が起ると、六廟値事の中には、子弟に紅巾をかぶらせて祝賀に行かせる者、百金を持して「賊」のために寿ぐ者が現われた。陳殿蘭は「何前待官紳之倨、而今待賊之恭耶。挙国若狂、可勝浩歎」と慨嘆している。<sup>(4)</sup>

江門は県城とは異なり、六廟値事と称する大商人集団によって支配され、知県の威令も及ばない半独立区となっていたのであり、陳松年・呂瑞俊らがこの支配勢力を支える武装集団のリーダーだったとすれば、江門における天地会反乱は、被支配者層による反権力闘争とするのみでは割り切れない複雑な性格を有していた、と考えなければならぬ。

狗山起義につづき、都会村を皮切りに「東北方各郷土匪」が続々と呼応、隣りの鶴山県は馮坤らに占領され、知県馬斌は捕われて殺害された。新会県城では局紳たちが口実を設けて逃げ出し、局に踏みとどまったのは、何瑄・陳殿蘭ら数人の文紳と許徳元ら十数人の武紳のみであった（小岡の梁英忠は帰村していた）。

七月十五日、ついに新会県城は、陳松年・呂瑞俊らによって包囲された。その様子を、『新会』は、  
松年等約同外海賊陳協槐・都会賊黎与漢・潮連賊盧位取・杜阮賊黃協成・白沙賊何倫正、並香山古鎮賊鄧狗蝨等、結連四郷數十旂、盈千累万。<sup>(4)</sup>

と記し、「四郷数十旂」について、さらに、

每旂初到、例犯城一次、則分其衆、半留半回、留當者日斃口糧銀四分、回郷者該郷祖嘗自給口糧、惟七堡賊七百

余名、分三股輪流犯城不已。<sup>(43)</sup>

と述べている。『岡城』にも、

各郷賊党、或数百、或数十、或自成隊、或附別郷、揭竿而起。賊糧皆出自各祖嘗及其郷富戸、裏紅巾、豎旗幟、司馬・都督・元帥・先鋒任意建号。各郷内復有往来更替者、絡繹不絶、合諸附城各堡賊、約二十万有奇。<sup>(44)</sup>

とあり、各村々からやってきた反乱軍は、郷族ごとくに隊を成し、旗幟をたてて臬城に押し寄せた。臬城に到着すると、一度攻城戦に参加した後、半数が残って、半数は村に帰ることになっており、彼らは各族の祖嘗と富戸から口糧を支給されていた、というのである。「或附別郷」というのは、弱小の族であったり、大族であっても反乱参加者が少ないため独自に一隊を結成できないばあい、他の郷族の驥尾に付いたのであろうか。また、『新会』に、

連日打仗多佛山賊、……中略……、佛山賊初到不滿千、賊目多邑西南方人、于該処招集千余、遂成大夥。而瀧水各都所以無專旗攻城者、亦由於此。<sup>(45)</sup>

とあり、西南方の瀧水都などから佛山に働きに出ていたものが帰村して、郷里で仲間を集め、隊伍を増強したケースもあつたことがわかる。「而瀧水各都所以無專旗攻城者、亦由於此」というのであるから、このばあい、郷里瀧水都各村の旗幟ではなく、佛山の旗幟をたてていたのであろう。

城内では、知県が、何(尚書坊)・莫(南門)・黄(崩城)・譚(興賢街、祖恩の一族)・区(東門)・李(菱角歩)の六姓に勇丁の捐募を命じ、先ず何氏が五〇名を、つづいて譚氏が六〇名、黄氏が五〇名、莫氏が三六名、区氏が二〇名、李氏が二四名の「戸勇」をそれぞれ差し出し、公局に送り込んだ(「送營委用」)。「岡城」に、

何姓本邑城巨族、祖嘗甚厚、今稍替矣、猶能首応義拳、衆論称之。(時戸勇議起、各姓尚觀望、何鳳趣其族首倡、

衆議遂定。(46) ( ) 内は割注。

とあり、先に前稿で、同治年間の沙田清丈に際し、聶爾岡知果がその突破口として、新会県きつての望族何氏を利用しようとしたことを述べたが(二二〇頁)、(二二〇)でも尚書坊何氏が、城内の紳士・富戸のリーダー格であったことがうかがえる。

一方、城壁の周囲は、佛山や九江及び県内各地から押し寄せた反乱軍と城外近郊の住民たちによって包囲されていたが、県内の西南部と南部には、反乱の火の手が上っていない地域がまだ残っていた。『岡城』に、

西南牛肚司属已尽底賊、惟沙村司轄内、尚有淨土、……中略……、沙富凌冲為沙属大郷、其子弟素称勇健、且受紳士約束、集而用之、得三千人。(47)

とあり、『新会』にも、

連日各賊旗俱到、其不到者惟西南方諸郷耳。西南方以三江郷趙姓・凌冲郷譚姓為最強。三江衿耆趙君賢・趙沅英等、俱能曉以大義、使闔族肅然。凌冲素称強悍、樂于戰鬪、縁与郷萌頭鍾姓械鬪、恐鍾姓之議其後也、懐内顧憂不敢出、衿耆譚訓誥等因而鎮撫之。三江不出、則龍泉・三村・黄冲・京背・梅角・沙堆・那伏・古井及諸小郷俱不出。凌冲不出、則横嶺・塔嶺・沙富・豪冲・嶺頭及諸小郷俱不出。当是時、各郷匪徒咸思蠢動、除三江・凌冲・龍泉等郷外、雖不糾党犯城、無不豎旗応逆者。(48)

とある。牛肚灣司の管轄下にあったのは、新化・遵名・懐仁・石碑・得行の五都で、県域内の西北部と西部にあたり、沙村司の管轄下にあったのは、文章・潮陽・瀧水・潮居の四都で、ほぼ西南部と南部に位置している(表4参照)。(49)

三江は潮居都、凌冲は瀧水都に属する。凌冲譚氏は、元代に凌冲に遷居したとされる大族であるが、乾隆期以降、

表4 各都の位置関係と本稿関連各郷・村

都	方位	所属の郷・村
帰徳都	東北	江門・外海・杜阮・都会・白石・梟頭・礼楽・木萌・麻園・南山・麦園・白沙
中樂都	東北	天河・良溪・篁莊
華粵都	東	荷塘・潮連
新化都	西北	西冲
遵名都	西北	北洋・張村
懷仁都	西	小沢・南坦・沙堤
石碑都	西	天等・河村・石歩
得行都	西	石阮
文章都	西	七堡・沙岡・羅坑
潮陽都	西南	凌冲・黄冲・京背・横嶺・塔嶺・沙富・豪冲・仙洞
瀧水都	西	三江・小岡・龍泉・梅角・沙堆・那伏・古井・嶺頭・梅岡・水辺・潭岡・霞露・文樓・慈悲・謝冲・洋美・皮子・官田・馬能・茶坑・嶺背

道光五年に武舉人譚達朝が出ている以外、進士、舉人、五貢のいずれも出ていない(表3参照)。三江趙氏も同様で元代に移住したとされる大族ではあるが、天地会反乱当時、道光二年の武進士趙龍安、道光八年の武舉人趙福安を擁していた可能性はあるものの、五貢以上の文紳を族内に擁しておらず、沅英は生員の身分であった。史料中の「三江沅英趙君賢・趙沅英等」「沅英譚訓誥等」という書き方からみて、また同治『県志』『東北紀略』に「紳士譚訓誥帶凌冲勇又次之」とあることから、譚訓誥も生員である可能性が高い。「三江不出、則龍泉・三村……」と列挙されている村々のうち、龍泉・梅角・沙堆・那伏・古井が潮居都、黄冲・京背が瀧水都に属し、三村のみ所属都を確認しえない。「凌冲不出、則横嶺・塔嶺……」とある村々も、横嶺・塔嶺・沙富・豪冲が瀧水都に、嶺頭が潮居都に属している。また、選挙表にあたってみたところ、那伏村から道光一一年に舉人高有為が、古井村から道光一十九年に舉人湯九齡が出ているが、この二名以外、咸豊四年当時、これらの諸村には、五貢以上の身分を有する者はい

なかつたようである。<sup>(52)</sup> 以上要するに、潮居都と瀧水都——県南部と西南部一帯は、大族趙氏と譚氏の勢力下におさえられており、進士はもとより、挙人・貢生もほとんどいない状況のもとで、「衿著」層による自治が行なわれていた、といえる。

こうした中で知県と公局は、閏七月十九日、蠟書を発して、三江・凌沖・沙富・搭嶺・横嶺各村に救援を求めたが、この時は応ずる者がなく、県城は孤立無援であった。しかも包囲されてから一カ月が過ぎた閏七月十二日、南門莫氏の「不肖子弟」が集団で「賑濟」を要求し、耆老を拘禁するという事件が起こっていた。『岡城』はつぎのように記している。

南門莫姓不肖子弟、糾衆索其族賑濟、擄禁其族老。圍城一月、城市晏如、官紳嚴察之功也。且其時非索賑時矣。莫姓首發大難、城以內各姓幾致効尤、則安危之機也。故亟書之。<sup>(53)</sup>

即ち、官と紳が協力して秩序維持に努めたため、圍城一カ月平穩であつたのに、莫氏の族内で「大難」の口火を切る事件が起こり、城内各姓がみなこれに倣いかねない不穩な情勢となつた、と。城内の有力氏族の中でも、南門莫氏の族内統制力が最も弛緩していたらしいことをうかがわせる出来事である。

八月十四日、ようやく省の援兵が到着し、二カ月に及んだ県城の包圍は解かれた。二十日、署守備吳元陞が、兵勇七〇〇を率いて援兵と協同で都会村の天地会拠点を奪回（天地会は江門を「大座營」とし、都会村の黎氏祖祠を「大行營」としていた。<sup>(54)</sup>）、つづいて翌二十一日、兵勇と援兵が江門を襲い、天地会は撤退したが、都会村でも江門でも、天地会が去つた後の援兵の掠奪と残虐行為はすさまじく、『岡城』は、

援兵入江門、掠取民間財物殆尽。（卷二、八月二十一日の条）

『新会』は、

官兵取財物牲畜殆尽、婦孺逃走、踐踏盈路、目不忍見。(八月二十日の条)

『紅兵』も、

民商財物亦掠取殆尽、舖戸門多破、比賊劫尤甚。(「兵掠村墟」の項)

と、筆を揃えて慨嘆している。

江門が奪回されると、九月初二日、知県は、陳殿桂・何超光・陳殿蘭を従えて江門に赴き、景賢書院に「東北各郷紳士」を集めさせ、団練のことを議せしめた。この時は、「紳士至者頗衆」く、県丞張景堂と陳殿桂ら三人の紳士も同席した(知県は加わらず)が、紳士たちに成見はなく、結論は出なかった。知県はこの様子を聞くと、翌日、自ら紳士を集めて、「庇族匪、釀巨禍」と声を荒らげて叱責、紳士たちはその勢いに圧倒されて、東北団練章程が定まった、<sup>(56)</sup>という。しかし、この章程の内容については、ただ

論郷大小募勇多寡、按田畝派軍需。命尹萃・黃駒・唐金華董其事、以專責成、開東北団練局於景賢書院。<sup>(56)</sup>

とあるのみで、詳細は不明である。前後して知県は、西南公局を城内の西南書院に開設した。『岡城』に、

開西南公局於西南書院。時西南方各郷勇、以次至城、故開公局、命本方紳士董其事。<sup>(57)</sup>

とあり、『新会』にも、

邑侯諭設西南団練總局于西南書院、以西南方紳士董其事。<sup>(58)</sup>

とあるが、両書とも、局紳の名を具体的に挙げてはいない。なお、東北・西南両団練局局紳については、前掲の表2

— ⑥・⑦参照。

県城・江門ともにいったん危機は去ったものの、天地会の再攻に備えて防備を固める必要があった。しかし、

邑侯以紳士黃錫祺等行西南各郷号召義旅、……中略……、顧城内公私交竭、難再募、東北当賊衝、宜自衛、惟西南可以分此任。<sup>(59)</sup>

とあるように、城内は二カ月の包囲で公私ともに疲弊しており、東北は天地会の拠点であったから、また「浄土」の残っている西南から県城防衛のための「義旅」を招募することにしたのである。その方法は、「大郷」から五〇人、「中郷」から三〇人、「小郷」から一〇人ないし数人を招募、該郷の紳耆が督帶し、城外の要衝に配置して武弁に統帶させ、岡州公局が毎日一人口糧銀三分を援助、それ以外は各郷が支出する、というものであった。<sup>(60)</sup>

県城が包圍されている最中の閏七月には知県の呼びかけに応ずる者はなかったが、この時は、先ず、武進士の梁英忠（前出）が姪梁平に「小岡梁勇」一〇〇名を帶領させて來城したのにつづき、「西南方各郷壯勇」が続々到着、計二三〇〇余名にのぼった。<sup>(62)</sup>その後さらに、西南局紳に命じて「凌沖・三村・京背・塔嶺各郷人」一〇〇〇名を再募させ、「岡州勁旅」と命名、先鋒とした。<sup>(63)</sup>後述するように、三江からもこの時趙沅英と趙鍾岳（武監生）が勇丁五〇名を率いて駆けつけている。『紅兵』によると、これら西南からの壯勇二〇〇〇余丁を、岡州公局が一二隊に分け、各隊は「壯勇威武捷勝綏靖福慶均安」の一二文字中の各一文字を記した旗を立て、同じ文字を付けた号衣を着用した。三江・霞露・文樓・慈佛・龍泉・謝沖の諸村（すべて潮居都西部にあり。うち、慈佛のみ「道光都里」に見当らず）からの二〇〇余人が「壯」字旗で、趙沅英らが統帶した、という。また、西南壯丁の中から、一〇〇〇名を検査・選抜し、「岡州勁旅」と名づけた、とある。<sup>(64)</sup>援兵が省城に戻った後も、この西南壯勇が県城防衛と江門の争奪戦に活躍したのである。同治『県志』『西南紀略』は「西南勇屯守江門、打仗屢次獲勝」と記している。

十一月二十四日、江門の天地会軍はすべて敗走した。『岡城』が「去年匪内経費、除邑侯・方典史・楊巡檢倡捐外、皆頼留城各富戸、解圍後、則多頼西南諸郷<sup>(65)</sup>」と記している通り、経費の面でも、天地会反乱鎮圧の主力となったのは、県城と西南諸村の富戸であった。翌五年正月十八日、新会県の天地会リーダー陳松年が新造で、六月十一日、呂瑞俊も捕えられ、「岡州勁旅」・「各姓守城戸勇」・「各郷衛城壯勇」のすべてが解散され、<sup>(66)</sup>新会県における天地会反乱は終熄した。

以上、県城の紳士の立場からみた事態の推移を追ってきたが、つぎに、村落・宗族が天地会反乱にどう対処したか、村落・宗族内部の状況を、『紅兵』によってみていきたい。

天地会反乱の火が燃え広がり、「連日各賊旗俱到、其不到者惟西南方諸郷耳。西南方以三江郷趙姓・凌冲郷譚姓為最強」とされた三江趙氏の族内では、香山県南門の宗人のもとに寄居していた趙沅英が、六月、不穏な情勢を見て、族人とともに「保郷之法」を講ずるため、三江村に帰った。趙氏には五名の族正・族長がいたが、その多くは「老邁柔軟」であったので、更に三名を加えて族内の指導体制を固めた。三名のうち一名は、大進戸中山房の趙君賢、<sup>(68)</sup>他の二名は、天地会と馴染みのある者を選んだ（「其一為中山叔賢、其二姑取其稔匪徒而駕馭之」という。敢て天地会とつながりのある人物を指導部に加えることで、情報入手と「保族」をはかったのであるう。趙氏の族内にも天地会員とその同調者がいた。しかし、その名は、阿媽相<sup>(69)</sup>・少鷲烈・鹹魚鱗・蜘蛛溺など、渾名と思われる名で呼んでおり、本名がわからないようになっていいる。阿媽相は、反乱が起ころる前から、県学の門番で郷賢祠の看守にあたってきた拝会歴数十年の「老馬」(古参会員)であり、「城中会匪之首」蘇賀の仲間であった。「(蘇賀)党類遍城郷」<sup>(70)</sup>とあるから、蘇賀は長年にわたって、城内のみならず、県内各地でオルグ活動をつづけ、天地会の網の目をはりめぐらせてきたよ



うである。阿媽相は、三江という地点においてその網の目の一つを担っていたのであろう。蘇賀自身は、陳松年・呂瑞俊が江門で蜂起する前に、六月二十日、捕われて「杖斃」した。『新会』六月二十日の条に、「緝獲之後、謠言少定。按此拳最為要着。圍城兩月、内奸斂迹者以此。」と記しており、有力なリーダーを失った城内では、反乱勢力の結集は、ついに実現しなかった。阿媽相は三江村内で「拜会」しようとしたが、父老が許さなかったので、皮子村の閔帝廟前で「拜会」の儀式を行ない、これには、監生・職員十余人を含めて五・六百人が参加した、という。<sup>(71)</sup>天地会の教義では、中国古来の尊卑長幼の序は否定されていたが、<sup>(72)</sup>しかし実際には、天地会内部にも、現実社会の力関係 $\parallel$ 強者と弱者、支配・被支配の關係が持ち込まれており、阿媽相は、その属する房が弱小であるため、結局、強大な支房の少驚烈と鹹魚鱗にリーダーの地位を譲ることになった。少驚烈は監生平の子、鹹魚鱗は塩魚の販売で起家し、監生の身分を取得した、<sup>(73)</sup>というから兩人とも富戸である。

さて、族内のある「悪少」(「品行の悪い」若者)が「賊營」からやってきて、郷族の無事を保つため、「洪順堂之旗令」を受け入れるよう、大進戸族正の愉に勸告した。<sup>(74)</sup>愉は「僕某」と親交があり(「愉素僕某結契」)、その奴僕も天地会員であったから、朝な夕なに懲憑し、愉はついに受け入れを認めてしまった。「一二長老」もこれになびいたが、「誦書少年」の多くは従うことを願わず、連城戸族正の羊羽と愉らも受け入れに反対であり、沉英自身は「矢死不従」の決意であった、と記している。このように、趙氏も族内に天地会員とその同調者・追隨者をかかえていたのである。そこで宗祠に集まって議論をたたかわすことになった。「接令」 $\parallel$ 天地会の傘下に入ることに反対する者は、「賊令非令也。接令是從賊。卑門小族猶不可從、況名門大族乎」と主張し、「接令」を主張する者は、「守絰而不接令、汝能保郷族乎」と反論、「接令」主張者の中には、「新充当事武拳」<sup>(75)</sup>もいた、という。議論は紛々として続いたが(「老

幼議論紛々し、決着がつかず、君賢が「吾族堅不接令、又使与大當相知者、私求接令、而納薄礼、方為全美」という折衷案を出した。つまり趙氏は表向きは「接令」しないが、江門の天地会首領と面識のある族人に裏からひそかに「接令」する旨を伝えさせ、若干の金子を納めれば、すべてうまくいく、というのである。沅英はこれにも反対し、結局、卜籤によって「接令」しないことを決し、ようやく「衆心」が定まったのであった。

この後、族内の富戸に費用を割り当て、壮勇を選び、武器を修理し、柵・垣を築いて、「六隘」（六カ所の要害）をそれぞれ六〇―七〇人で分守させ、「長者」（年輩者）二名が監督する、という防御体制をととのえた。しかし、この「六隘寮」（六隘の見張小屋）の壮勇の多くは役に立たないことがわかり、「士子輩」（生員とその予備軍であろうか）が合議して、一つの「大寮」を立てて公所とし、「父老及士子五六十人」が、毎晩、壮勇を率いて「六隘」と村内を巡回することにした。また、「武拳某」の提案で石をもち挙げるテストを行ない、よく挙げた者三〇〇人を壮丁として選抜、別に衆議して、隊長・旗手・砲手を決め、「六寮」（六隘？）に大小の砲四〇座を配備した。『新会』に、  
賊連日攻打三江趙姓村、不能入。<sup>(76)</sup>

とあり、天地会首領の陳協懐も、

吾嘗潜入三江数日、窺其地如八卦形、能入不能出、復有二三衿耆能一衆志、若欲攻之、必遭堵截困之害。<sup>(77)</sup>  
と語った、というが、その言葉を裏づけるに足る堅固な防備が築かれていたのである。

県城の包圍が解かれた後の八月末、趙沅英は県城に行き、譚祖恩の仲介で、君賢とともに陳応聘知県に面会、二人は三江の防衛体制が固いことを詳述、知県は、「三江為会邑第一郷」と賛えた。前述の通り、九月初、西南から「義旅」を召募する知県の諭が発せられたが、三江に対しては、三〇〇人出さよう、との諭が届いたのである。族長は大

いに驚き、守郷の丁壮が必要だからこの要請は辞退せよ、と言ひ、沅英は、数を減らしてもらふことはできるが辞退はできない、と主張、族正は「貴紳」に知県へのとりなしを頼もうとした。実は、沅英と君賢が知県に面会した際に、一〇〇名出すことを承諾していたのである。その後、族正らも知県に会い、辞退はできないことを知ったが、沅英らが自分たちより先に知県に会ったことに不快感を表わし、君賢を「貪功生事」と非難した、という。結局、族正らは五〇名の線を譲らず、沅英はさらに一〇名増やすことを求めたが認められなかった。時あたかも收穫期に近かったため、応募者が少なく、口糧を厚くして壮丁を選定したが、督帶者が決まらなかつた。君賢は族正に嫉まれており、「武拳某」と少年たちは信頼できず、——おそらく「武拳某」は、宗祠で「接令」をめぐつて議論した際、「接令」を主張した「新充当事武拳」と同一人物であろう。つまり反乱側に寝返る懼れがあつた——沅英と武監生の鍾岳が率いることに決まつた。こうして九月十二日昼過ぎ、二人は壮丁を率い船で出発、夜、県城に到着したのである。この後、三江の壮丁が、他の西南諸村からの壮丁とともに、一二隊の一つ「壮」字旗に編成されたことは前述の通りであり、『紅兵』『江門拒賊』の項には、「三江諸勇」が江門奪回戦で奮戦したことが詳述されている。

以上、天地会反乱の、主として鎮圧者の内側からみた経過を、やや詳細に追つてきたが、いくつかの問題点をつぎに検討してみたい。

表5は、『新会』七月二十一日の条に列記された反乱リーダーの出身地と姓名を地域ごとにまとめたものである。原文には、「杜阮黃協成・黃盛・黃安、天湖萌陳尚、潮連盧位取、白石唐某、……」の如く記してあり、各村がどの都に所属するかは、「道光都里」によつて検出した。源清坊・礼義坊は、附城即ち県城の城壁外に連なる郊区である。城内出身者の名が一人も見られないのは、前述の通り、江門の狗山起義に先立つて城内のリーダー蘇賀を失つていた

表5 天地会リーダー一覧表

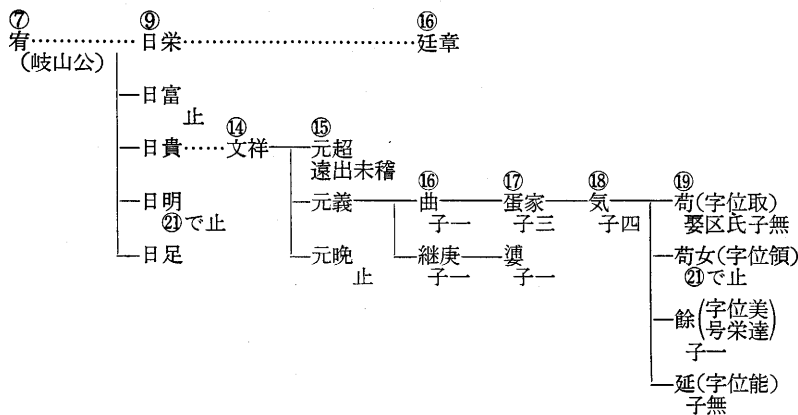
坊・都	街・郷・村	姓名	坊・都	街・郷・村	姓名
源清坊	東甲街	梁世輔	遵名都	北洋村	林祥
"	泗冲街	李聚	"	張村	黃連
"	"	林某	懷仁都	小沢村	梁名建
礼?義坊	德滋里	陳仕	"	南坦村	譚準綱
"	五大福	黃街	"	沙堤村	鍾群賢
"	滙灣街	陳街	石碑都	河村墟	張張張
"	柴竹里	馮街	"	"	張張張
"	西整街	馮街	"	天等村	梁梁梁
"	帝臨堂街	楊街	"	(梧	李李李
"	花橋亭街	某街	"		想
帰徳都	江門墟	呂瑞俊	潮陽都	七堡村	李德炎
"	外海郷	陳協成	"	"	李象能
"	杜阮郷	黃協盛	"	羅坑村	李林某
"	"	黃安漢	"	沙岡村	道規
"	都会郷	黎黎黎	瀧水都	水背村	黃植
"	白石頭郷	唐某	潮居都	梅岡村	蘇蘇蘇
"	皐礼楽園村	趙張伍何李	"	"	蘇蘇蘇
"	白園沙園村		"	水邊村	陳日
"	麻園村		礼義坊	新魁淄街	余馮士英
中楽都	棠下郷	羅陳四	帰徳都	紫竹里	馮朝朝
"	石頭村	施連	"	外海郷	陳泰
"	裏丹竈村	朱	華"都	皋頭塘	容容容
"	"	"	"	"	李李李
華"都	潮連郷	陳松年	懷仁都	小沢村	梁祖
"	"	盧位取	"		梁

- (1) 潮居都馬能村陳日新までは『新会』7月21日の条に基いて作成。表示したもの以外に、「大洞余協」「三八水談奕有」の2名が挙っているが、所属都を確認しえなかった。『岡城』と名の表記が違うものがあるが、『新会』の表記にしたがった。
- (2) 余士英は『新会』8月14日、馮朝攀は同書、閏7月初5日・8月25日等、容思齋は同書、閏7月24日、の各条、陳莊は『紅兵』『賊劫外海』、趙泰来は同書、冒頭部分、李式金は同書、「華人乱郷」、李俊は民国『潮連鄉志』卷7、雜錄略、紅巾之乱、梁祖夔は『新会』咸豐5年4月初3日の条による。このほかに、『新会』9月3日の条に「生員余森」の名があるが、出身地不明。

ためであろうか。附城を除けば天地会リーダーの出身地が東北部に集中していることがわかる。そこで、以下、東北部と西南部を比較対照する形で考察をすすめていくこととする。

東北 東北部は、咸豊・同治期以後、県レベルの有力郷紳を数多く生み出した地域であり、天地会リーダーと有力郷紳が同時期に同一宗族に属しているケースが多い。——これは厳密に言えば、族譜の宗支図にあたって確認しない限り、断定できないことではあるが、新会県ではほとんどの集落が同族集落である現実からして、たとえば、天地会リーダーの「杜阮黄協成」と郷紳の「杜阮黄駒」とは同族であるとみて、まず間違いはないものと考え、以下このように、つまり同村同姓者は、同族として扱うこととする。——即ち、呂瑞俊が属する江門呂氏・黄協成らの杜阮黄氏・黎与漢らの都会黎氏・趙志盛の皋頭趙氏・陳松年の潮連陳氏・盧位取の潮連盧氏・容思齋の荷塘容氏・李俊の荷塘李氏は、いずれも咸豊期になって県政に有力な役割を果たす郷紳として登場してきた族姓であり、陳協槐の海外陳氏・唐某の白石唐氏は、より古くからその地位を維持している。これは、天地会のリーダーが、県内の「先進地域」から、しかも有力宗族から多く出ている、ということである。ただ、有力宗族とはいっても、その族内では相対的に弱小の支派・房に属するケースが少なくなかったのではないかと推測される。たまたま族譜の「宗支譜」中に、その名を探しあてることができた潮連蘆鞭盧氏の族人、天地会リーダー盧位取のばあいを見ると、つぎの通りである。潮連蘆鞭盧氏の全体像は前稿で取り上げたが、盧位取は、潮連蘆鞭の始遷祖①隆（龍庄公）の次子房の支派、即ち⑦有（岐山公）を祖とする岐山派（前稿二四〇頁の表7参照）の一九世孫である（表6参照）。宗支譜では、盧位取の名は苟、字が位取となっている。蘆鞭盧氏の中で最も多く舉人を出しているのは奇峯派で、明代以来、咸豊年間までに盧氏全体で一一名の舉人を出しているが、そのうち六名が奇峯派から出ている（表7参照）。盧位取が属する岐山派は、

表6 盧位取系図



明代以来一人の挙人も出ておらず、岐山派ではほとんど唯一の成功者とみられる⑯廷章（前稿二四三頁参照）は九世孫の代で分支した別の支派に属している。一般に、四代前の祖先＝高祖父を共通にする五服親が狭義の親族であって、いろいろな親類づき合いは普通この五服親内に限られている、とされるが、<sup>(79)</sup>盧位取の五服親はまことに弱小であることが、宗支図からうかがえる。しかも祖父の名が「蛋家」となっており、位取が天地会リーダーとなったためか、位取自身と四弟は「無子」、次弟も孫の代で「止」となっており、三弟には一子があるが、県城内曹歩巷に遷居している。盧位取は、大族盧氏の中の弱小支派である岐山派の中でも最も貧弱な分支に属していたようである。この一例をもって断定することはもとより避けなければならないが、その他の有力宗族出身のリーダーのばあいも、このようなケースが少なくなかったのではないかと想像される。<sup>(80)</sup>

天地会反乱参加者の大部分が、「且賊匪雖衆、大半賣菜丐食之徒」（『紅兵』「求救香山」）とあるような下層民衆によって占められていたであろうことは、疑いを容れないが、一方、

無怪乎東北秀才入会者比比、而登賢書者且不免称大都督也。<sup>(81)</sup>

表7 潮連盧氏支派別挙人

長房				⑦瑛
元襟	白江	房房		⑰九招
隱松	南嶺	房房		⑳安定(武)
梅	嶺墅	房房		
次房				
雲敬平	潭所	房房	霞山派	(⑳錚)
	平台	房房	昆山派	⑲文起(進士), ㉕元標(武)
			岐山派	
東	逸	房	南懷派	㉒朝剛(武), (㉑)臣清, ㉔景怡
			華峯派	
			奇峯派	⑩秉章, ⑮繼球, ⑯百朋, ⑯百齡, ⑯夢齡, ⑯數武(㉑宗縉, ㉑誦芬, ㉑宗瓚)
			侶樵派	①讓德, ⑳椽, ㉑炳華, ㉑文盛
			東山派	
			南窓派	
古隱	崖所	房房		(㉑)元善, ㉒熙

- 1) 『新会潮連盧氏族譜』宗支譜に基いて作成。
- 2) (武) は武挙人を示す。
- 3) ( ) に入れたのは光緒年間の合格者。
- 4) 前稿表3で炳華が進士の列に挙っているのは誤りで、炳華(侶樵派)は、同治12年の挙人。

最可異者、東北方荷塘・石頭等郷、以搢紳倡逆、更有明經諸生為賊說合打單、從中取利、居然穿梨園衣冠、坐竹轎來往招搖、不以為怪。<sup>(82)</sup>

東方潮連話里舉人生員亦入洪門之會。有舉人李式金為匪會師長、誘諸生入議守御事、尽刼之拜會、均哭不欲拜、卒不得免。<sup>(83)</sup>

亦有舉人秀士甘為賊腹心者、濶江趙泰來古學著名学海堂、父与弟皆登龔序、祇以吸洋煙喪檢、与瑞俊相暱、遂為之掌書記、參贊謀画。<sup>(84)</sup>

などであり、東北方では生員の入会者が多かったこと、さらには挙人までもが入会したことを記している。しかし、挙人について具体的に調べてみると、李式金は荷塘郷出身で道光二四年に挙人に合格しているが、趙泰来は選挙表に名がみえない。『新会』には、

獲江門偽紅腰軍師趙泰来。泰来頗善詩詞、易名趙嗣良、為賊作檄文。生員余森書之、刻揭張掛。<sup>(86)</sup>

とあり、捕われて後、刑死したが、死に臨んで一詩を残した、という。<sup>(87)</sup> 趙泰来は、文名ある学者で且つ最後まで天地会リーダーとして節を守った人のようであるが、挙人ではなかったようである。なお趙泰来の兄泰清は咸豊六年の挙人である。武紳では、咸豊二年の武進士陳莊（外海）<sup>(88)</sup>と道光二三年の武挙人馮朝攀（附城紫竹里）の名がみえる。馮朝攀は、兄弟の馮彬・馮桂らとともに起義に参加、陳松年、呂瑞俊に次ぐナンバースリーのリーダーと目されているが、知県は、馮朝攀が隣県鶴山県の天地会リーダー馮坤を勦滅すること、及び弟馮桂らを差し出すことを条件に免罪することを認めた、という。<sup>(89)</sup> 生員についても、上記史料中の、趙泰来が作成した檄文を書写したという余森が生員と明記されているほか、「小沢梁祖夔為作偽示、詞甚悖戾」<sup>(90)</sup>とある梁祖夔が士人であることをうかがわせる以外、具体名を確認することはできない。しかし、『岡城』の「東北方秀才入会者比比」という言葉は、現実を反映していると考えてよく、同書はまた、「然是役也、賊皆起於内、非来於外、則摺紳亦応同其咎」「邑侯以為各郷堡紳耆董率不嚴致内変、檄令自捕」<sup>(91)</sup>とくり返し強調しており、「摺紳」「紳耆」の郷族に対する統制力の低下が天地会反乱を引き起こした、とみている。

西南 沙村司管轄下の潮陽・潮居・瀧水各都にも、七堡・沙岡・三江・小岡・凌沖などの大村大族があるが、七堡李氏、<sup>(92)</sup> 沙岡林氏からそれぞれ李徳炎、林道規らのリーダーが出ていたのを除き、西南部からは、ほとんど反乱リーダ



一は出ていない。すでに述べてきたところから明らかのように三江・小岡・凌沖の三大村は、清朝地方権力を支える三大拠点となったのである。

三江が文字通り拠点となったことは、『紅兵』に、

三江在邑南方、較諸村稍大、人每望而效焉。有人誑那伏高・趙二姓曰、三江受洪門令矣。趙宗來問、乃知非是、遂堅不受令。但那伏・古井・梅湾等処、地隔一江難于呼応。附近陸居者、則有謝沖・外塙・容美・沙岡・皮子・官田諸村。爰通伝到皮子関帝廟耆衿會議。<sup>(94)</sup>

と述べていることによっても裏づけられる。即ち、三江は大村なので、村々は三江に倣ってその動向を決めた。ある人が那伏村の高氏と趙氏に「三江は洪門の旗令を受け入れた」とデタラメを言ったが、事実でないとわかり、二姓は受け入れないことに決めた。ただ、三江と那伏・古井・梅湾などの地との間には、海があつて呼応し難いので（三村とも海を隔てて西隣りの島にある）、共同の防衛体制を組むことはせず、謝沖・外塙など、同じ島内の諸村を連合して共同防衛の体制を作った、というのである。「道光図説」によると、謝沖には李氏、外塙には潘氏、容美（洋美）には容氏、沙岡には梁氏、皮子には区・陳・葉の三氏、官田には鍾・湯の二氏が居住している。<sup>(95)</sup> これらの諸村からは歴代一人も挙人は出ておらず、天地会反乱当時生存・在村していた可能性のある紳士としては、謝沖村から咸豊三年の歳貢李灼光が出ているのみである。趙氏はこれら諸村諸姓の「耆衿」を皮子村の関帝廟（阿媽相が拝会の儀式を行ったのもこの同じ関帝廟である）に集めて、島の防衛体制を議した。趙氏は三江村のみならず、周囲各村の李・潘・容・梁・区・陳・葉・鍾・湯など、弱小諸姓の、いわば「盟主」であり、その威力は那伏等隣島の諸村にまで及んでいたのである。

趙氏をはじめ、これら各村を統御していたのは「耆衿」即ち耆老・生員たちであり、「西南搢紳、敝類尚少」<sup>(96)</sup>「沙富・凌沖為沙屬大郷、……且受紳士約束」<sup>(97)</sup>「三江衿耆趙君賢・趙沉英等俱能曉以大義、使闖族肅然。凌沖素稱強悍、樂于戰鬪、……衿耆譚訓誥等因而鎮撫之」<sup>(98)</sup>とあるように、西南の衿耆たちは、族内・村内をよく統御し、反乱に呼応しようとする族人をおさえ込んでいた。

このような衿耆たちの統制下にある村落自治の実態を、梁啓超は『中国文化史』の中で、自らの故郷茶坑村の例を挙げて具体的に説明している。

先ず、茶坑村Ⅱ能子村<sup>(99)</sup>について見ておこう。村は県城南面の海中にあり、潮居都に属する。「道光図説」潮居都の項の中に、

能子 塔東<sup>梁姓</sup>、塔西<sup>余姓</sup>、塔南<sup>梁姓</sup>、塔北<sup>莫袁二姓</sup>、長能<sup>陳林二姓</sup>、鼠能<sup>葉黃楊余四姓</sup>、馬能<sup>陳姓</sup>、諸小山皆在海中、村即依山之麓。

とあり、道光期には、能子島の塔Ⅱ凌雲塔を囲む形で東と南の山麓に梁氏が、西に余氏が、北に莫・袁二氏が居住していたが、光緒期には、梁啓超によると、

吾郷曰茶坑、距厓門十余里之一島也。島中一山、依山麓為村落、居民約五千、吾梁氏約三千、居山之東麓、自為一保。餘余・袁・聶等姓分居環山之三面、為二保。<sup>(100)</sup>

とあって、茶坑村は住民約五〇〇〇、そのうち梁氏が約三〇〇〇を占め、山の東麓に聚居しており、他の三面の山麓には、余氏・袁氏・聶氏らが分居していた。

『中国文化史』第七章、郷治、に梁啓超が記す村落自治の要旨は以下の如くである。

茶坑村では、梁氏が一つの保をつくり、その他の諸姓が二つの保をつくって、それぞれの保ごとに自治を行ない、

三保の共同利害にかかわることは、三保の聯治機関Ⅱ三保廟で決めた。梁氏の自治機関は梁氏宗祠の疊繩堂であった。疊繩堂の最高権力は、梁氏の子孫で五一歳以上の耆老から成る「耆老會議」が掌握していたが、それ以下の年令でも、値理と生員・監生以上の者は参与できた。疊繩堂には、値理四―六人を置き、壯年の子弟を任命、耆老會議が決定したことを執行した。ほかに保長が一人いて、官との連絡にあたった（「保長一人、專以応官」）。耆老と値理は名譽職で、その特権は、祭祀の際に「雙胙」を受領することができたことと、祠堂での饌飲に参加することであった。耆老會議の例会は年二回だが、重要事件が生ずると臨時に開会したので、年二〇回以上開かれた。耆老の総数は常時六〇―七〇人いたが、出席者は毎回半数以下で、時には数人だけで開くこともあった。五〇歳未満の者は傍聴できただけだったが、大事があると数百人が押しかけ、（規則を破って）発言する者が必ず出た。會議の議題は、紛争に対する調停、或いは裁判が最も多く、紛争が起こると、先ず「親支耆老」が調停し、不服なら各房の祖祠に訴え、それでも不服なら疊繩堂に上訴した。疊繩堂は一郷の最高法廷であり、これに不服なら官に訴えることができたが、村人は疊繩堂の判決に服さずに訴訟をおこすことは不道德だと考えていたから、実行する者は極めて稀であった。疊繩堂は嘗田を約七八頃有しており、新たに淤積した沙田はすべて疊繩堂のものになった。支出は墳墓の扨掃と祠堂の祭祀が主要なもので、祭祀の度に胙肉を分配した。各分祠も同様であったから、年越しの時は、貧しい家もみな飽食することができた。また、郷団というものがあつて、各保及び三保の聯治機関が費用を分担した。団丁には壯年の子弟が志願し、耆老會議が許可した。団丁は「雙胙」を受け取ることができた。

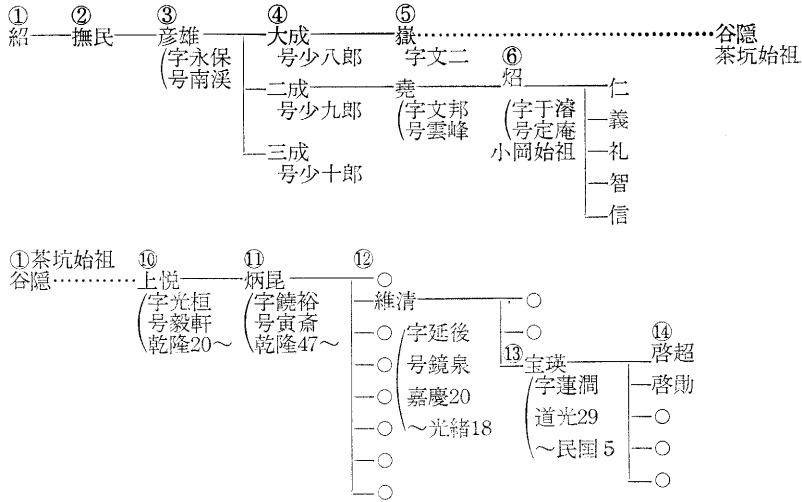
以上のような村落自治は、錢糧を納める以外、ほとんど地方官との交渉はなく、訴訟は極めて少なかった、と梁啓超は記している。

さて、梁啓超の父梁宝瑛は、二八歳の時から三〇余年間、梁氏宗祠壘繩堂の値理をつとめ、三保廟と各分祠の値理及び「江南会」(頼母子講の一種)の値理も兼ねていた、<sup>(10)</sup>という。

広東梁氏の始祖は、宋朝の進士梁紹(字継美)が南雄珠璣巷に遷居したのに始まり、紹の孫の彦雄(字永保、号南溪、南宋紹興三年の進士)が広州を経て、古岡倉步巷(新会県城内)に遷り、さらに五代を経て仁(字仲愛、号樂天、南宋咸淳元年の進士)が、父炤(字于濬、号定庵)及び弟たちと共に古岡から天台に遷り、その郷を小岡と名づけた、<sup>(102)</sup>という。前述した「小岡梁勇」の小岡梁氏は、この仁の父炤を始遷祖とする一族である。ところで、丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』<sup>(103)</sup>及び、李喜所・元青著『梁啓超伝』<sup>(104)</sup>は、いずれも、広東梁氏の始祖は紹、新会への始遷祖は南溪とし、南溪から一二代後の谷隱が始めて茶坑村に遷居し、茶坑梁氏の始祖となった、と記している。すると、小岡梁氏とは同宗ということになるが、それでは両者はいつ分支したのであろうか。『年譜長編』四頁に載せた系図によると、茶坑梁氏の始祖谷隱は、紹の六世孫(?)文二の第三子国挙の子孫のようである。これを『梁氏源流図譜』とつき合わせて作成したのが、表8の系図である。<sup>(105)</sup>これによって彦雄(南溪)の長子大成の子孫が茶坑梁氏であり、次子二成の子孫が小岡梁氏であることがわかる。即ち、二つの梁氏は彦雄以上の祖を共有する同宗ではあるが、彦雄の子の代に既に分支しており、小岡梁氏が明代以来舉人等を輩出して繁栄を続け(表3参照)、県内の望族の地位を維持してきたのに対し、茶坑梁氏からは、少なくとも同治期まで五貢以上の有資格者を出していないようであり、列伝等にも茶坑(能子)人は一人も登場しない。以下、『年譜長編』、『伝』によって、梁啓超の祖父と父について述べる。

茶坑梁氏の始祖谷隱の裔孫維清(字延後、号鏡泉、嘉慶二〇年——光緒一八年、一八一五——九二。「三十自述」

表8 梁氏系図



谷隱以後は『年譜長編』による。

は字鏡泉としている。)が梁啓超の祖父である。維清は生員の資格を得、貢生の身分を買取った。維清の父炳昆は数畝の田を有していたが、八人の子に分給したので、維清の家計は困窮していた。しかし、夫人黎氏(広東提督黎第光の女)の力も与って、維清は、十数畝の土地と書籍を購入、小郷神の暮しを始めた(『伝』七頁)。咸豊四年の天地会反乱の際、茶坑村からも呼応者が出そうな気配だったが、維清が「保良会」を設立して未然に防いだ、という(この点については後述)。維清の第三子宝瑛(字蓮門、道光二十九年——民国五年、一八四九——一九一六)が梁啓超の父である。宝瑛の経済状態は中等程度で、数畝の田(維清が有していた十数畝の土地を三子に分給)はすべて宝瑛が自作していた。維清は宝瑛を厳しく教育し、「博取功名」を期待したが、その願いは叶わず、宝瑛は茶坑村の私塾で教えるかたわら、農耕に従事する半耕半読の生活をしてきた(『伝』八頁)。その一方で、前述の如く、梁氏の同族組織壘繩堂や、茶坑村全体の聯治機關三保廟などの値

理をつとめていたわけである。宝瑛が二八歳の時から三〇余年間という、丁度、光緒年間にあたり、咸豊年間、茶坑梁氏一族を指導する立場にあつたのは、梁啓超の祖父維清であつた。維清もおそらく疊繩堂の値理であつたと推測される（疊繩堂には値理四―六人を置き、壮年の子弟が任命された。天地会反乱時、維清は四〇歳である）。また、生員であつたから、一族の最高権力機関である耆老會議にも参与できたはずである。

ところで、維清は、「保良会」を設立して村内から反乱呼応者が出るのを未然に防いだ、というが、『紅兵』に、茶坑村の動向に関して次の記述がある。

茶坑村先接令、後獲賊數人、解至江門營、果來問罪、索百余金、難又未已。<sup>(108)</sup>

茶坑村が天地会の旗令を受け入れた後で、「賊」數人を捕えて江門の天地会本營に差し出したところ、（茶坑村は）処罰されて一〇〇余兩の金子を取られた、という。この「賊」は、天地会が自ら定めている規律に背いて掠奪などをはたらいたか、或いは、江門の天地会グループと対立している、九江などからやってきた「賊」であろうか。ともかく、茶坑村が「接令」したことを、この記述は示している。いま一つは、趙沅英が三江の壮丁を率いて梟城の防衛に馳せ参じて以後、知県から熊海（能子・馬能などの周囲の海域）の巡緝を委任された時のことで、

時或率慈佛族人及茶坑丁壯以出。<sup>(109)</sup>

とある。つまり、茶坑村は、一方で「接令」し、他方で団練に壮丁を提供していたのである。三江趙氏も族内に天地会員とその同調者をかかえ込んでおり、「接令」派と反「接令」派が共存していたことを思えば、三江より弱小の茶坑が二股をかける作戦を取らざるを得なかつた事情は想像に難くない。清朝地方権力と天地会権力という二重権力の支配下に置かれ、「接令」しなければ天地会の襲撃を受ける、「接令」すれば官兵に蹂躪される、という情況の中で

は、自衛力を十分に備えていない多くの村々は、茶坑村と同じ道を取るほかなかったであろう。三江村のばあいは、既に見た通り、砲四〇門を含む強力な武力を備えていたことが、「接令」派をおさえ込む大きな要因になった、と思われる。実際、三江は「接令」しなかったが、天地会の襲撃も受けず、官兵の蹂躪にもさらされないですんだ。その代り、知県自ら三江村まで赴き、大枚の軍餉を取り立てている。<sup>(10)</sup>

このように、強大な郷族と比較的弱小の郷族とでは、同じ西南でも(三江も茶坑もともに潮居都に属する)、天地会反乱に対する対処の仕方には差異があった。しかし、族内自治及び村落連合ないし宗族連合のあり方には、共通項が見出される。即ち三江趙氏も茶坑梁氏も、族内に進士はもとより、挙人・五貢も擁しておらず、生員と耆老がすべてを取りしきっていた点である。では、生員と耆老の間の力関係、役割分担はどうなっていたのであるうか。『紅兵』によると、族人たちが宗祠に集まって「接令」すべきか否かを議論している場面では——この会議は、茶坑梁氏の耆老会議にあたるのであろう。梁啓超によれば耆老会議を「上祠堂」と称した、という。耆老会議には、五一歳以上の耆老のほか、に、値理と生員・監生以上の者が参加でき、大問題が起こると数百人が押しかけて傍聴、発言した。——生員である沅英の発言が大きな影響力を発揮していたようである。しかし、たとえば、西南から「義旅」を招募する知県の諭が発せられた際、沅英と君賢は、知県に面会して壮丁一〇〇名を引き受けたが、族正らは五〇名しか認めなかったこと、また、「族長命沅与賢等至城、求紳士講解」とあることなどからうかがえるように、族正・族長が沅英らに命ずる立場であり、決定権は族正・族長ら耆老が握っていたようである。一方、沅英らは生員という身分によって、知県や県城の「貴紳」と接触する特権を有していた。これは一族に利益をもたらすものであったが、耆老たちは、沅英らがこの立場を利用して統制の枠からはみ出し、越権行為をはたらくことを絶えず警戒していたようにみえ

る。たとえば、沅英と君賢が、族正らの諒解を得ずに知県に会い、壮丁一〇〇名を引き受けてしまったことに對し、「忌沅等之先見尹、斥賢貪功生事」と不快感を示していることなどである。

村落連合については、茶坑村のばあい、約五〇〇〇人<sup>(11)</sup>から成る村内数姓の連合機關三保廟というものがあつて、各姓の共同利害に関わる事柄をここで議したのであるから、村落間の連合というよりも、一村内の宗族間の連合といふべきであり、村内の三分の二を占める梁氏がヘゲモニーを握っていたものと推測される。三江村と周辺各村・各族との間にも、このような連合機關が存在したのであるうか。『紅兵』は、そのような機關が常設されていた、と明記してはいないが、天地会反乱に際し、趙氏の主導で、周辺各村各姓の「耆衿」を皮子村の関帝廟に集めて相互救援体制を議しており、茶坑村の三保廟にあたる聯治機關がやはり存在していたのではあるまいか。梁啓超は、茶坑村の聯治會議を「上廟」と称した、と記している。

これを東北と比較してみると、前稿で、潮連郷について、「潮連各姓公共議事之所」として、康熙年間から潮連郷約が設けられており、災害など緊急時に全郷各村の族姓の代表が、必要に応じて寄り集まって相談する場になつていたことを述べたが（前稿二三五—三六頁）、茶坑村の三保廟は——おそらく皮子村の関帝廟も——潮連郷における潮連公約に相当するとみることができる。また、天地会反乱の後設けられた潮連公局は、各族から推挙・選出された特定の紳士（局紳）が、有事の際に召集されて會議をする機關であり、各宗族が関与していた自治権が特定の紳士層に吸い上げられ、局紳を擁していない族の、郷内自治への發言権は著しく弱まったであろう、とも述べた。潮連郷のばあい、天地会反乱を契機として、「郷約制」から「公局制」への移行がなされたわけであるが、局紳たり得る身分を有する人材に欠けていた三江村や茶坑村においては、「公局制」への移行もなく、衿者層主導の「郷約制」がなお統



いた、と推測される。

天地会反乱における西南と東北の顕著な違いは、反乱リーダーが西南に少なく東北に多かった、ということのほか、「東北方秀才入会者比比」「西南摺紳敵類尚少」という語に示されている通り、生員層の動向の違いであった。その差は、東北における生員層の社会的地位・役割と、西南におけるそれとの違いに起因していると思われる。東北からは多くの挙人が出ており、生員層の村内・族内におけるリーダーシップは発揮しにくかったこと、県内では経済的文化的先進地帯でありながら、県城から離れていて官の束縛が緩かったこと、などが、生員層の思考を相対的にいわずに「自由化」したのに対し、西南では、生員層の村内・族内での役割は遥かに重く、伝統的な秩序維持の観念がより強固であった、とはいえないであろうか。県城のばあいは、紳士の層が最も厚く、陳殿蘭・何瑄の例にみられるように、生員はもとより、挙人でさえも、何瑄のような若手は、ほとんど政治的影響力を行使し得ず、「老成」紳士たちの下働きの役割を果たしている。

### 三 公局と郷紳

前節でみたように、咸豊四年六月初一日、知県陳応聘は、県城岡州書院に岡州公局（防御公局）を開設、ついで九月初二日、江門景賢書院に東北公局を、前後して、県城西南書院に西南公局を開設したが、これら公局は、その後どうなったであろうか。

陳応聘が咸豊六年に離任した後、知県帖臨藻を経て、咸豊九年、新会県知県に着任した聶爾康の『岡州公牘』・『岡

州再贖』(以下、『公贖』・『再贖』と略記)には、「岡州公局」、「東北公局」、「東南公約」、「西南公約」等の紳士らに對して発せられた批が散見される。これらの批を手がかりとして、新会県における公局のその後をみておきたい。

天地会反乱鎮圧後も、岡州・東北・西南各公局は維持され、壮勇・巡船のための費用の徴収をつづけたようであり、「京倉米」や沙田からの釐捐徴収の際にも、公局が徴収にあつたようであるが、沙田からの釐捐徴収が停止されたのを機に、外海・潮連・荷塘三郷の紳士らが、「三郷の『派田田畝』は従来からずつと東南公約が管轄しており、章程もある。三郷の人士はみな東南に納めることを願っており、東北への納入を望んでいない。三郷が納むべき銀兩は、東北から分離して、東南公約が『自行分辦』したい」旨の稟を呈し、聶知県はこれを許した。<sup>(112)</sup> この東南公約がいつ成立したのか、東北公局とどのような関係にあつたのか、明らかでないが、『公贖』に、

但該約(東南公約——引用者注)設已有年、自必向有定章。何以往年相安、今年忽然滋<sup>(113)</sup>。

とあるから、聶知県が着任する咸豐九年以前に、東北公局とは別に、東南公約が設けられていて、両者は上下関係、即ち、東南公約は事実上、東北公局の「子局」<sup>(114)</sup>のような関係にあつたのであろうか。沙田釐捐が停止されたのを機に右の稟請がなされ、東南公約は東北公局から分離独立することを認められて、戮記・凶章等を頒給されたのであつた。

ところがその後、李慶韶<sup>(115)</sup>を代表とする西南紳士らが、「東南公約は、沙田看守のための捕費の徴収に名を藉りて『越境濫抽』し、人や船を連行・略奪して私刑を加えている」「その勢いは官兵に等しく、その行いは盜賊と同じだ」などと訴え出た。この件に関しては、『公贖』・『再贖』に以下の批・論が収められている。

- ① 西南書院李慶韶等批、
- ② 李乾元等批、
- ③ 区天璇批、
- ④ 東南公約李乾元稟批、
- ⑤ 東南公約紳士

李乾元等統稟批、(以上すべて『公牘』に収む)、⑥ 嚴飾東南公約各紳諭(『再牘』卷一)、⑦ 陳錦章批(『再牘』卷三)。

これらの批・諭にもとづいて事件の輪郭を描いてみよう。

ことの発端は、西南紳士らが、「東南公約の『坐艙』の陳其龍が龍泉郷内の禾船一八隻と租穀三〇〇余石を強奪し、『佃人』李賢安・劉学儒らを幽閉して暴行を加え、『佃戸』五二名を連行した」と訴えた(①)ことに始まる。これに対する東南公約側の言い分は、知県の批によれば、

查上年該約坐艙陳其龍亦因催取捕費、將龍泉郷李賢安等捉禁勒罰、……(③)

(李賢安等) 違例私割、不遵抽派。(②)

とある。つまり、龍泉郷の「佃人」(包佃人であろう)李賢安らが、納めるべき「捕費」(沙田看守のための費用)を納めないで違法な刈り取りを行なったために、東南公約の沙船の「坐艙」である陳其龍が李賢安らを捕えたのだ、とされている。聶知県は、この件の調停(秉公理処)を岡州局紳に委ねたが、当事者双方ともに岡州局紳の呼び出しに応じなかった。そこへほかにも、東南公約が「越界濫抽」しているとの訴えが相ついだ(③)ため、知県は、「事聞闔邑之大」かつ「地方形勢以及鄉曲隱微、必須本邑士紳、乃能洞悉情偽、公論所在誰敢稍私」として、この件に関する稟・批をすべて岡州公局に交し、東南三郷・西南各紳士とともに「公同酌議」するよう重ねて命じたのである(④)。知県は西南紳士らの稟文を読んで、

本県乍聞之而甚驚、繼思之而甚惑。蓋據彼所稟者、皆西南之紳耆也。或登賢書、或列庠序、既皆讀書明理、詎無公道之存。……中略……、曾有詩礼彬彬、而敢於誣妄若此者乎、則固似乎可信。然據此所訴者、又即皆東南之

紳者也。或世書香、或称華胄、素著急公好義、応凛名教之防、……中略……、曾有衣冠楚楚、而敢於汚劣如此者乎、則又似乎可疑。(5)

と、その驚きと戸惑いを記している。

問題は、東南公約Ⅱ外海・荷塘・潮連三郷の地主の田の多くが、県東南部と南部にあったことに起因している。知県は、東南公約が東北公局から独立したい、との申し出を許可した際、その稟文に「三郷之田請帰該約收繳、此外各郷之事、該約亦不与聞」(4)とあったではないか、これは該約の(管轄する)田がすべて三郷之内にある、ということであつて、三郷以外は、該約とはかわりがない、ということではないか(「則是該約之田尽在三郷之内、而三郷以外皆非該約所能兼顧者矣。」、と東南公約を三郷公約と改め、印章・戳記を返却し、(沙船の)旗幟・灯籠も取り換えよ、と命じている(4・5)。即ち、三郷の地主たちは、三郷以南に有する沙田——たとえば、外海陳氏が有する、新沙・東環・大鰲・河頭・特子・深湊・海中などの沙田の多くは東南部にあり、潮連郷人が有する百頃・上横・大沙・横山・粉洲などは南部にある——の捕費の徴収までも、東南公約の名を利用し、知県のお墨つきを得た、として強行しようとしたのであろう。

結局知県は、東南公約が沙船を設けて捕費を徴収すること自体は、「意本甚美、法亦云良」とし、龍泉村が「抗違」して捕費を納めないのですその穀を差し押さえ人を拘引したのなら「搶」「擄」にはあたらないが、しかし、形は「搶」「擄」に似ている、と半ば東南公約側に理解を見せつつも、

遠郷多藉口於自有沙船、不能得力於該約之巡緝、如果沙船自己出費、何堪該約再行派銀。須知農力幾何、豈能捕費重出、……中略……、莫如各看各田、自耕自守。(5)

と申し渡している。即ち、三郷から遠い南部の村々は、それぞれ費用を負担して自ら沙船を備え、「各看各田、自耕自守」しているのであるから、その上東南公約が捕費を割り当てれば二重の負担となる。「各看各田、自耕自守」が最も望ましいのだ、として、「三郷公約」に改称する（三郷内にある田のみを看守する）ようくり返し命じているのである。しかし、その後も東南公約は維持されたようで、聶知県が再任後に発した⑥でも、「若該約所設沙船久為闡邑所切齒」とあり、東南公約が沙船をかくれみのにして私塩の販運まで行なっていること、「今本県の前でさえ（知県が私塩の件で荷塘郷に調査に行ったときのこと）このようであるなら、平日郷民を苦しめているであろうことは問うまでもない。該沙船は、最近、以前より一層横暴になり、しばしば官長の名をかたつて往來の客船を檢問し、軽くても銀錢をだまし取り、重ければ貨物を奪う。……」（⑥）と、その無法ぶりを記している。

ところで、沙船については、『紅兵』にも「斥罷沙船」の一項がある。それによると、外海人陳氏は、咸豐五年三月以降、香山隆都の船二五隻を雇って、「看沙護割」を名目に、「通邑之利」を取って、「自豊之計」をはかろうとし、しばしば知県（咸豐六年まで陳応聘、六年から九年七月まで帖臨藻）に稟請していたが、許可されると、三江を訪れ、知県の論に遵って（論の内容は不明）三江も公局に入局するよう勸告、護沙の費用を負担させようとした。趙沅英は二・三の族長らとともに彼らに会い、「わが族も論に遵って船を雇い、自ら護る。東北諸公の命には従えない」と言い、陳際清（道光一七年の挙人、東北団練局局紳）が、「不入東北則入西南、聯守一氣、斯為全美、且邑侯意也。」というのに対し、「沅英は「我等為局外之人足矣」と言い返した。陳際清らは沅英を非難したが、沅英はあくまで拒否し、翌日、県城に赴いて知県に面会しようとしたが果たせず、『沙船利害論』を知県に提出した、という。「斥罷沙船」中に挿入されているこの『沙船利害論』が述べるところは、要旨つぎの如くである。

今東北（の紳士たち）は、新たに香山隆都の拖船二五艘を雇って「御寇護割」を口実に、県内外の田（邑中内外田）から毎畝銀二銭六分を派抽しようとしている。その利は甚大であり、害も甚大だ。去年「紅巾之禍」で苦しみ、やっと平穩になったところに、東北はまた「私自設策作備」している。東北局による「私派」の額は、税糧の倍にもなる。数千頃の沙田から取り立てれば、利は一〇余万兩にとどまらない（「茲計所派之沙田数千頃、取利不啻十余万」）。沙船および巡丁らに支給する費用は、年間（「兩造十旬」）二万兩で足りる。残額は誰の囊に入るのか。「作備諸人」はさぞ満足だろうが、堪え難いのは「鬪邑數十万口」だ。各沙はすでに船を備えて守護しており、その上さらに添設するのは、贅疣をつけたすようなものである。内海の田（田之在内地者）は、（襲われるおそれがないから？）守護する必要がないし、外海の田（田之在外河者）もわざわざ守護するには及ばない。なぜならもし、不幸にして外盗が駕船して二三百隻も押し寄せてきたら、二五隻では全くたちうちできないからだ。昔、道光年間にも、「会匪」を防ぐためだといって、東北紳士が沙船を備え、民田に毎畝銀五分を割り当てたことがあるが、朱撫憲が「強派勒抽」であるとして、ついに中止になった。今平穩になってから二銭六分も取り立て、無用の巡丁を養うなどもつてのほかである。

知県はこれを読んで「大悟」し、何瑄・陳殿蘭も口添えしてくれ、沙船は中止になった、と趙沅英は記している。巡撫朱桂楨（道光一〇年——一三年任）の在任中にも、東北紳士が沙船を備えて捕費を徴収しようとしたことがある、というから、東北紳士たちは、何度か捕費の徴収を試みながら、目的を達せられないでいたようである。

ところで、区式鉅「新会潮連郷土小志」<sup>(122)</sup>は

遜清道光（一八二一——一八五〇）年間、吾郷族父老、与外海・荷塘各紳耆集議、成立東南局於江門、專為協議

代收沙田徴科、繳納賦税、与保護業戸及耕佃而設者。其性質有如東莞明倫堂之于万頃沙也。

と記している。ここでは、「東南局」としているが、道光年間に潮連・外海・荷塘の各紳耆が、沙田に課せられた税を「代收」して納税するため、および業戸と佃戸を保護するために設けたものだといふその内容からみて、この「東南局」は、おそらく東北公局から独立する前の、東南公約の前身のことであろう。区式鉅は、この「東南局」を、万頃沙における東莞明倫堂の如きもの、としているが、東莞県の明倫堂は、払下げ屯田を基地として広大な佃田<sup>11</sup>万頃沙を造成し、独占・支配したのであり、東南公約はむしろ、順徳県における容桂公約と類似しているように思われる。容桂公約は、順徳県桂洲堡の進士胡鳴鸞が倡議して、嘉慶八年に創建し、巡船一八隻を備え、壮丁を雇募して東海十六沙に配備、捕費として毎畝一錢を科派した。容奇・桂洲の紳士たちは、この容桂公約を通じて、五十余年間、東海十六沙を独占的に支配した。<sup>(密)</sup>しかし、新会県の東南公約が、結局のところ、三郷の郷域を越えて南部一帯の沙田にまで支配を及ぼし得たのかどうか、目下のところ確認する手だてはない。

おわりに

天地会反乱以前は、同族結合に依拠した族内秩序の維持が村落秩序の維持につながり、この積み重ねが、基本的に県内の行政秩序の内実をなしていた。紳士たちは、教養人として文会や詩社を通じて文化的に交流する以外、政治的連携はほとんどなく、それぞれが属する同族や村落の利益のために、いわば服務していた。

乾隆―道光期、県域内外や先進地帯の東北部では、葵扇業や布麻業の発展にみられるような商品経済の展開をバネ

として階層分化が激化し、同族結合は形骸化の度を深め、その一方で、墟を中心とした地域社会の社会的結合体としての統合が進んだ。新会県における天地会反乱の担い手となったのは、この県内先進地帯における階層分化と同族結合の崩壊によって生み出された貧困層であったと推測される。

同族結合から疎外された彼らの矛先は、族内指導層や大商人・富裕層に向けられるはずであったが、族内指導層は、空洞化しつつもなお形骸を留めていた同族結合を利用し、反乱の矛先を清朝地方権力に向かわせることによつて、「保族・保郷」をはかり、自らの地位・財産を守ろうとした。このことは、県城攻撃に参加した族人たちの口糧が祖嘗から支給された、という点からも裏づけられる。また、たとえば、潮連郷では生員の多くが入会したというが、生員が天地会の「仲間」となることで、族内分裂をつなぎとめる役割を果たしたのではなからうか。現実問題としても、族内から出ている反乱リーダーや天地会員たちをコントロールし易くなった、と思われる。実際、潮連郷は天地会の襲撃を免かれることができたのである。外海郷のばあい、陳氏は、財力・科名ともに県内首位を誇っていたが、族内対立が深刻化しており、族内の「巨富」陳焯之が天地会リーダー陳協懐を手なづけたつもりであったが、陳協懐は、反乱部隊を外海郷に引き入れてしまった（前稿二三三―三四頁）。つまり、外海郷に陳氏は、反乱勢力の矛先を郷外に族外に向けかえさせることに失敗したわけである。

江門では、大商人集団に六廟値事が、彼らの在地支配を支える武装集団のリーダーでありかつ天地会のリーダーでもあった陳松年・呂瑞俊らをたくみに統御・利用して県城の地方権力に対抗した。天地会反乱は、被支配者層による反権力闘争を基本としつつも、同時に、在地支配者層と清朝地方権力との抗争という側面をも内包していた、といえよう。



西南部では、同族結合は、衿着層の掌握下にあつて、相対的になお強固であり、三江趙氏のばあいも、族内に同調者はいたが、最終的には、沅英らに押さえ込まれてしまつてゐる。

反乱を契機として知県⇨清朝地方権力は、紳士層の結集・連合をはかつた。しかし、最も富裕で紳士の層も比較的厚い先進地帯東北部は、反乱鎮圧の戦力にはほとんどならなかつた。鎮圧の戦力となつたのは、地方権力の膝下にある県城と紳士をほとんど擁していない、孤立分散的な耆老による自治の下にあつた西南の村々であり、新会県地方権力は、この両者によつてかろうじて支えられたのである。これは、清朝国家権力の支柱のひとつが、清代成豊期に至るもなお、同族結合にもとづく村落自治にあつたことを物語つてゐる。

反乱鎮圧後、東北では、いったん局に結集された紳士勢力の中から、最も富裕な三郷が独自に東南公約なる機関を設立し、この機関を通じて、丁度順徳県の容桂公約が東海十六沙を支配した如く、新会県東南部・南部一帯の沙田を支配するべく乗り出した。

県城の岡州公局は、訴訟や抗争の調査・調停を知県から委任されており、地方の事情に疎い知県を補佐する機関としての役割を果たしてはゐるものの、順徳総局のような、県衙門に準ずる大幅な権限を付与された郷紳権力とはなり得なかつた。その理由の一つは、前述した紳士の層の薄さに加えて、突出した有力郷紳を欠いたことにある、と思はれる。順徳県のばあい、羅惇衍（道光一五年の進士、約三〇年間、中央政府の高官をつとめた。最終官位は戸部尚書）と龍元僖（道光一五年の進士、翰林院侍講、太常寺卿）を中心に、県内郷紳勢力の政治的結集が実現し、郷紳の権力機関⇨順徳総局を生みだして、容桂公約から東海十六沙の支配権を吸い上げた。しかし、新会県では、岡州公局は、東南公約を押さえ込むには至らず、県城、東北、西南の「三方分立」の形勢がつづいたのである。

西南部では、反乱以前、三江趙氏が元初以来五〇〇余年間、強固な宗族結合・宗族武装にたよって沙田を獲得・経営してきたが、沙田をめぐる抗争や天地会反乱に際しての「科派」或いは論功行賞など、地方権力とのかかわりを持つ中で、政治力に欠ける「土豪」としての限界を味わったのであろうか、同治三年に趙蓬航が、また年次は不明だが、趙沅英の三子土派<sup>(12)</sup>が拳人になっており、県内政治への参画を志向しはじめたようである。これは、上述した衿者層主導の「郷約制」または同族結合を基礎とした村落自治が西南部においても揺ぎ始め、郷紳主導の自治へと踏み出したことを示しているように思われる。

1 「珠江デルタの地域社会——新会県のばあい——」『東洋文化研究所紀要』第一二四冊、平成六年三月。

2 瀬川昌久『中国人の村落と宗族』、弘文堂、平成三年、九六——九七頁。

3 片山剛「珠江デルタの集落と『村』——清末南海県と順徳県——」『待兼山論叢』第二十八号 史学篇、一九九四年十二月。

4 同治年間に刊行された毛鴻賓・郭嵩燾等修、桂文燦纂『広東図説』の新会県の項には、

潮連司巡檢一員駐潮其属大郷三 帰徳都城東北二十里、内有小村十二、曰古文洲堡・曰梟頭・曰北街・曰南山……中略……、華萼都城東北二十五里、内有小村二十、……中略……、中棠都城東北六十里、内有小村八十四、……以下略

の如く、やはり各巡檢司等の管轄区域ごとに、所属する「大郷」即ち都の位置と、都内の「小村」(各時期の『県志』の村にあたる)が列挙されている。これを道光『県志』巻二、輿地、都里と対照してみると、たとえば帰徳都は、道光『県志』では全体が潮連司巡檢に属し、「村四十一」から成っていたのが、『広東図説』では、県丞(江門墟に駐在)に属する「小村二十」と潮連司巡檢に属する「小村十二」に分割され、帰徳都全体の村数も減少している。即ち、道光『県志』編纂時から、同治年間の『広東図説』編纂時までの間に、行政区画の相当大幅な編成替えが行なわれたようであるが、本稿は、咸豊四年に起こった天地会反乱の性格をさぐることを重要なテーマとしているので、反乱勃発時の状況を知るのに最も適切と考える。道光『県

志』の区画に、基本的に拠るものとする。康熙・乾隆・道光各『県志』が挙げる村名には、雍正〇年（一七三二）に西北部の地を鶴山県に割いたために消えた村などを除き、大きな変化はない。なお、前稿注50で、道光『県志』記載の村と、民国『潮連郷志』のそれとを直接的に比較したが、道光から民国の間に行政区画の整理、統合が行なわれている点を無視しており、不用意であった。

5 村名と郷名の表記が異なっているのは、河塘村→荷塘郷、周郡村→周郡濠澗郷、塘下村→棠下郷、篁庄村→篁莊郷の四例ある。なお、天河のばあい、天河墟を中心に、南安・蒼辺・匯水の三村が一体化して一つの単位をなしているものとみなし、一村として数えた。

6 万曆『県志』卷之二、輿地略下。

7 潮連郷については、田仲一成『中国祭祀演劇研究』（東京大学東洋文化研究所、一九八一年）第一篇第二章第一節「新会県潮連郷洪聖龍王祭祀」に、「道光図説」の記述に基いて、郷内の村落群と九つの墟市・七つの廟の対応・統属関係が明らかにされており、潮連郷が洪聖廟を中心として一つの祭祀圏＝経済圏に組織・統合されていたことが示されている。

8 康熙・乾隆『県志』は凌涌としているが、道光・同治『県志』は凌沖としているので後者に従った。

9 道光『県志』卷四、建置下、墟市の項では、帰徳都所属の墟市として、江門・外海・廟前・杜阮の四墟と、杜阮・龍潮・水津・常亨・上湾・大康の六市を挙げている。このうち、廟前墟と杜阮・龍潮・水津・常亨・上湾の五市は、道光『県志』になつて初めて登場した新興の墟市である。

なお、この墟市の項に挙っている墟市の数と、「道光図説」の墟市数（表1に掲示）とは一致しないものがある。たとえば潮連郷は、墟市の項では、墟一、市二しか挙っていない。

10 莫氏は、③・④には現われないが、道光一年の饑饉の際の捐米捐銀者の中に、莫廷珪（嘉慶一五年、一八一五、举人）・莫汝舟の名があり（表示は省いた）、道光期にもその地位を維持している。

11 康熙・乾隆の『県志』は濬頭としているが、道光『県志』・『広東図説』は泉頭としているので、後者にしたがった。

12 前稿二七二頁に「天河の鍾氏は、応元が拳人に合格するまで、一人の拳人も出ていない」と記したが、これは不注意による見落としてであり、ここに訂正させていただく。なお、鍾氏が属する天河大阮は、康熙——道光各『県志』の坊都・都里・図説・選挙表、いずれにも、大坑と記し、同治『県志』になつてはじめて天河大阮という表記が現われる。

13 荷塘郷については、「道光図説」に「……社学二桂園、檀江、墟一河……」と記されており、河塘は、万曆『県志』以来、道光『県志』に至るまでの各県志いずれも、村と墟の両方に河塘として挙っている。選挙表でも道光『県志』までは、河塘人、河塘湯村人、河塘三Y人、三Y人、高辺人、河塘篁湾人などとなつており、荷塘の名称が現われるのは「道光図説」が最初で、同治『県志』になるとすべて荷塘人の表記に変わる。

以上により、河塘は、明代に村落として設定され、内に河塘墟を含んでいた。その後、河塘墟の市場圏内にあつた湯村、三Y、高辺、篁湾などの村(三Y、高辺は万曆『県志』に村落として、湯村、篁湾は康熙以降の各『県志』に村として挙っている)が、河塘墟との結びつきを強めて、河塘湯村、河塘三Yなどと呼ばれるようになり、道光年間には、河塘墟を中心に二三村が一つの郷に統合されて、これを荷塘郷と呼ぶようになったものと推測される。

14 李拱南は、前稿で取り上げた七堡李氏(雲歩李氏裕派)と同宗の雲歩李氏正派の一九世孫である。

15 前稿注83参照。

16 黄姓は、選挙表では「紫泥人」となっているが、「道光都里」に紫泥村は見えず、絵図の(江門図)の西端に紫泥村の地名が見えるので、江門に含めた。

17 朱勉第・許只「江門史略」『江門史稿』第一輯。

18 林孝則「江門掌故四則」『江門文史』第二七輯。

19 万曆以来乾隆に至るまでの各『県志』坊都の項には範羅岡の村名は見えず、道光『県志』都里にはじめて帰徳都四一村中の

一つとして範羅岡が挙っている。なお、江門は万曆以来道光に至るまでの各『県志』に帰徳都所属の一村として挙っている。即ち、範羅岡は江門村を構成する一集落であったが、道光期には行政村として独立していたものとみられる。

20 江門北街の張氏については、前稿二五四頁の表及び注78参照。北街は万曆『県志』以来、江門と並んで帰徳都所属の一村として挙っているが、選舉表では、張翥・張起龍は、江門北街人となっており、江門に含めた。

21 注17参照。道光『県志』卷三、建置上、公署には「県丞署在県堂左、乾隆十九年題准部覆移駐江門、動項建造衙署」とある。

22 龍廷槐『敬学軒文集』卷二、「初与邱滋會書」

23 本史料の原書は、広東省中山図書館、中国科学院図書館（北京）等に所蔵されているほか、中国科学院广州哲学社会科学研究所歴史研究室編『広東歴史資料』一九五九年第一期に、末尾に付せられた「軍餉数目」「与難官紳」「邑侯小伝」の三篇と序・跋などを除き、ほぼ全文が収録されている。なお、陳殿蘭については、前稿二〇一頁参照。

24 同書、七月十六日の条。また十一月初九日の条に、佛山鎮が天地会に焼き払われたことを聞いて、「祖恩家世生業尽在其中、亦付之一炬」と記している。

25 筆者が閲読し得たのは、一九六〇年八月、広東省中山図書館が刻印した謄写刷の刻本である。

26 趙沅英と『紅兵紀事』については、前稿 四 趙氏と莫氏の抗争、及び注46参照。

27 天地会反乱の全体については、駱宝善「太平天国时期的広東天地会起義述略」『中山大学学报』、一九八一年四期・八二年一期、水原敏博「アヘン戦争後の広東の民衆運動」『史潮』一一〇・一一一号、一九七二年、等参照。

28 『岡城』によれば、新会堂は兵額僅かに二五〇〇名で、しかも新会県のみならず、隣接する開平・新寧・鶴山の三県までもが守備範囲に入っていた。

29 「勸捐」の規定については紳士たちは、太平天国鎮圧のために戸部が開いた「籌餉例」に照らしてその二割を割り当てる、或いは、道光二九年の県の「捐米賑濟」に照らして割り当てる、等の案をめぐる論議したが結論が出ず、知県は、成案に拘

泥せず、早く章程を定めよ、と公局に厳命している(『岡城』巻一、六月初三日・初七日・初十日の条)。

30 『岡城』巻一、六月二十一日の条。

31 張青柏については、前稿二五五——五七頁参照。

32 『岡城』巻一、七月初七日の条。

33 『岡城』は呂萃進、『新会』と同治『県志』は呂萃俊、『紅兵』は呂瑞俊と記す。『紅兵』を収録した『近代史資料』一九五五年三期の編者譚彼岸氏は史料紹介の中でも呂瑞俊としていたので、これに従った。

34 『岡城』巻一、七月初八日の条。『岡城』・『新会』とも陳松年を「潮連岡頭人」としているが、「道光都里」の華蓼都の項に岡頭村はあるものの、「道光図説」を見ると岡頭村は潮連郷ではなく、荷塘郷に属しており、同村に居住している族姓は朱姓である。一方、民国『潮連郷志』巻一、輿地略、氏族を見ると潮連郷には、陳龍壑を共通の始祖とする陳氏が、大岡・芝山・巷頭・陳屋巷の四地区に支派ごとくに聚居している。陳松年はこの潮連陳氏のいずれかの支派の族人と思われる。「陳垣同志遺書」の押印のある「太平天国時期新会紅巾軍的起義」(謄写刷冊子、北京図書館蔵)は、「松年潮連巷頭人」としている。なお、陳垣は新会県石頭村富岡里の人。

35 同治『県志』「東北紀略」

36 『岡城』巻一、七月初八日の条。『新会』七月初八日の条にも「萃俊即監生呂金鏢」とある。

37 『江門文史』第一四輯。

38 故老の言い伝えでは、新市廟・大王廟・北極殿・石灣廟・三丫祖廟・四聖宮等の六座の廟を指すというが、この六座の廟の一切の活動はすべて一体となつて行なわれたので、「江門六廟」と総称したのだ、という。なお、中国語の原文には「当年的大寮更館、就是隸属于江門六廟領導下的……」とあるが大寮は六寮の誤植であろうか。

39 『江門史稿』第一輯。

40 『岡州公牘』にも、「六廟値事」に対する齋爾岡知県の示諭が収められており（「禁止江門迎神賽会示」、また『再牘』に収める批（卷三 第十葉「陳其俊批」）の文中にも「六廟首事」が登場する。

41 『岡城』巻一、七月初八日の条。

42 『新会』七月十五日の条。

43 『新会』七月二十一日の条。

44 『岡城』巻一、七月十五日の条。

45 『新会』閏七月二十四日の条。『岡城』巻二、閏七月初二日の条にも、

佛山賊擁衆大至。賊首為吳祥・黃植。吳祥者開平縣人、黃植者邑之水背鄉人。其初至也、人不滿千、因賊目多瀧水口人、就近招誘、數日遂成大夥。

とある。

46 『岡城』巻一、七月十九日の条。

47 『岡城』巻二、閏七月初一日の条。

48 『新会』七月二十六日の条。

49 前稿表1に「道光都里」に基いて作成した新会県区画表を掲載したが、ここに改めて、「広東図説」に基き、より細かく東西・南・北の区分けを行なって、各所属の本稿関連郷・村を表4に示した。

なお、前稿表1の「図数」は、「道光都里」の各坊都の見出しに、たとえば、「宣化六源清三礼義六」とあるのをそのまま記載したが、道光期の実数は、宣化二図、源清三図、礼義四図となっている。同様に、帰徳都は十↓九、中樂都は一五↓一四、遵名都は四↓三、石碑都は八↓七に、それぞれ実数は減少している。

50 光緒『郷土志』巻七、氏族、に「丁約五千」とある。「道光図説」によると凌沖郷は、上凌沖・下凌沖・龍灣・寺前・光義

里から成り、上凌沖は「上凌沖有新園里西顧里……中略……俱譚姓、亦鄒・廖・鄧・馬・周・李等姓。」とあって、上凌沖の大部分を譚姓が占め、他の六姓がこれに付していた。つづけて、「下凌沖張姓、龍灣鄒姓・寺前梁李張三姓、光義里張姓」とある。

51 『道光都里』・『道光図説』・絵図、いずれにも瀧水都に三嘉村はあるが三村はない。しかし、前稿に掲げた図1 新会県全図を見ると、三嘉村とほぼ同じ位置に、三村の地名が見えるから、三嘉村Ⅱ三村である可能性が高い。その他の諸村はすべて「道光都里」中に探しあてることができた。

52 ほかに、京背から嘉慶一八年（一八一三）に、拳人陳士啓が出ているが、咸豐四年（一八五四）当時、生存している可能性は低い。また、沙富村の張氏から、道光二四年に拳人張翼之が、道光一二年に歳貢張覲が、道光一九年に武拳人張殿安が出ているが、三人とも県城籍である（沙富張氏については、前稿二五三―二五七頁参照）。

53 『岡城』卷二、閏七月十二日の条。

54 『紅兵』冒頭部分。見出しの項目が欠落している。

55 『岡城』卷二、九月初二日・初三日の条。

56 『岡城』卷二、九月初三日の条。

57 『岡城』卷二、九月初七日の条。

58 『新会』九月初一日の条。

59 『岡城』卷二、九月初一日の条。

60 『岡城』卷二、九月初七日の条、及び『新会』九月初二日の条。

61 同治『県志』「西南紀略」

62 『新会』九月初十日の条。



63 『新会』十月十七日の条。同治『県志』「西南紀略」には「召募瀧水・河村各大郷一千人、名曰勁旅、為前鋒。」とある。

64 『紅兵』「祭旗訓勇」。ただし沅英は、選抜方法が適切でない、と批判している。

65 『岡城』巻二、「軍餉数目」

66 『新会』咸豊五年六月十九日・二十日・二十九日の各条。

67 同宗の第一六世孫不柔の子孫が香山県に遷居している。前稿二四六頁の表8参照。

68 『趙氏族譜』の宗支図は、大進戸土明派を除き、清初までしか載せておらず、大進戸土亨派中山房（前稿表8参照）の趙君

賢を譜系上確認することはできず、身分も不明であるが、生員である可能性が高い。沅英は連城戸三房の二八世孫である。

69 『岡城』巻一、六月二十一日の条に、「会匪中為群小所推重者、始得為首衆、称之曰阿媽」とあり、阿媽はリーダーを指している。

70 『岡城』巻一、六月二十一日の条。

71 『紅兵』「孽人乱郷」の項に、

阿媽相欲拜会于郷中、父老不許、乃拜于皮子村閻帝廟前。其党五六百人、中有監生職員十余人、或畏禍而從焉、或逐利而趨焉。党不分主僕尊卑、概称兄弟。即嘉慶初年所謂天地会也。拜在前者曰老馬、雖少亦為兄、拜在後者曰少馬、雖長亦為弟。

……中略……、後阿媽相慮房分孤弱、不敢為首、讓于少慈烈及鹹魚鱗。烈監生平之子也。鹹魚鱗以販鹹魚起家、捐監生、族皆強大、二人遂縱橫。保正濂入会、助魚鱗甚力。

とある。なお、右の文中の「監生平」について、道光『県志』・同治『県志』とも、選挙表に、監生趙平の名はないが、道光

『県志』選挙、仕宦に、「趙龍賓<sup>三江人、附監。</sup>浙江黃巖縣承。」とある趙龍賓が、平、或いは鹹魚鱗のことであろうか。

72 前注71に同じ。

73 前注71に同じ。

- 74 「接令」して「打單」(天地会が請求書を発して一定量の銀錢・糧米を要求すること)に応ずれば天地会はその郷族を攻撃・掠奪しないことになっていたが、この規律が守られない場合もあった。『紅兵』「接令取殃」の項参照。
- 75 道光「鼎志」選舉表で該当者を探すと、道光八年合格の武舉人趙福安がいる。ほかには該当しそうな人物はいない。
- 76 『新会』閏七月十二日の条。
- 77 『紅兵』「斥罷沙船」末尾の割注。
- 78 『紅兵』に「沉設帳邑城」(「三江嚴守」)、「祖恩、沉門生也」(「開設公局」)とあり、譚祖恩は、沅英が巢城で書塾を開いていた時の門生であった。
- 79 『牧野巽著作集』第六卷(お茶の水書房、一九八五年)、二八〇頁、参照。
- 80 七堡の李徳炎と李象能についても『雲歩李氏宗譜』の宗支図にあたってみたところ、分界派(裕派⇨七堡李氏)長房二支の二〇世孫と同派二房四支竹簡房二〇世孫に、それぞれ李徳炎の名があり(出継・承継関係はない)、同じく分界派二房二支巢林克己房二一世孫に李象能の名が見えるが、閲覽し得た宗支図(マイクロフィルム)が不完全であり、祖先に遡って支派の全体を把握することができなかった。
- 81 『岡城』巻一、七月初八日の条。
- 82 同右書、七月十五日の条。
- 83 『紅兵』「孽人乱郷」。
- 84 同右書、冒頭部分。
- 85 泉頭(潯江)趙氏も宋朝の末裔と称し(光緒『郷土志』巻七、氏族)、三江趙氏とは同宗ということで、『紅兵』に、趙泰来から「吾在大官当事、属在懿親、敢吐心腹。潮連一带孝廉茂才尽入洪門、三江必樹紅旗、斯可安堵無恐。」(「收回沙船」の項)との書信が送られてきたことを記している。

86 『新会』九月初三日の条。

87 『紅兵』「誅戮姦賊」

88 外海郷の陳協懐と陳荘については、前稿二三三頁―二三四頁参照。

89 『岡城』巻二、閏七月初二日、及び『新会』閏七月初五日・十一月二十五日の各条。

90 『新会』咸豊五年四月初三日の条。

91 『岡城』巻二、八月二十一日・二十五日の各条。

92 七堡李氏については、前稿二五八―二六三頁参照。なお、前稿二六三頁に、天地会反乱に際して、「郷里七堡はさほど大きな影響は受けなかったであろう。」と記した点について補足すれば、七堡から反乱リーダーは出ているものの、外海のばあいと異なり、七堡が反乱軍に襲撃された、という記事は見当らない。この点、たとえば潮連郷のばあいも、民国『潮連郷志』巻七、雜録略、紅巾之乱、に、

咸豊四年、紅巾之乱、鬪邑騒動、江門・白石・外海・荷塘等處、均遭蹂躪。我潮連雖小有劫掠、然尚無外界之会党侵入、故称幸免。……中略……、維時我郷亦有党首、以巢穴所在、恆悉力以禦外侮。

とあるように、リーダーを出していることがむしろ郷族の安全を保つ保証となった面がある。

93 沙岡林氏は、南宋の頃福建莆田県から新会に遷居したとされ、光緒期には「丁口約一万余」が沙岡村に聚居していた。表5の羅坑出身の林某は、沙岡林氏の支派である（光緒『郷土志』巻七、氏族）。沙岡出身の科挙合格者は、表3参照。

94 『紅兵』「聯絡鄰郷」

95 那伏・古井・謝沖・容美（洋美）・皮子・官田の六村は「道光都里」に見え、梅湾・外壩・沙岡の三村は見当らないが、「道光図説」と絵図で居住する族姓と村の位置をすべて確認することができる。

96 『岡城』巻一、七月十五日の条。

97 『岡城』卷二、閏七月初一日の条。

98 『新会』七月二十六日の条。

99 梁啓超は自らの故郷を、「三十自述」では、

……是即余之故郷也。鄉名熊子、距崖山七里強、当西江入南海交匯之衝。其江口列島七、而熊子宅其中央。

と述べ、『中国文化史』第七章、郷治では、

吾郷曰茶坑、距崖門十余里之一島也。

と記している。熊子と茶坑の關係はどうなっているのであろうか。

熊子については、康熙から道光に至る各『県志』坊都・都里の村名中、潮居都内に熊子の村名がある（道光『県志』は熊子と表記し、熊は能の俗字であると付記している）。康熙『県志』卷五、地理、山川、には、

熊子山、在県南二十里、山凡五在海中、曰熊子、曰鼠熊、曰馬鞍熊、曰東熊、曰長熊、而通名之為熊子。

とあり、また、乾隆『県志』卷之三、建置志、樓榭、に「凌雲塔 在熊子山上」とあることから、康熙から乾隆の頃、熊子は山名であり——その山上に凌雲塔がそびえていた——、また五島から成る列島中の一島の名でもあり、さらに五島の総称でもあったことがわかる。「道光図説」の絵図中にこれらの島名を求めると、県城の南面に、海を隔てて塔を中心にしたやや大きな島に熊子があり、その西に少し離れて、長能・馬能・鼠能の三島が並んで描かれている。康熙から道光に至る『県志』坊都・都里に挙っている熊（能）子村は、これら諸島全体を包括する行政村であったとみられる。

一方、茶坑は、万曆以来道光に至るまで各『県志』の村名中には見当らず、同治刊『広東図説』にはじめて、潮居都内の小村八〇の一つとして茶院が登場し、替わって熊（能）子が消えている。光緒『郷土志』卷十、地理にも、潮居都内の村一〇六村中に、茶坑と馬能が見え、「凌雲塔在茶坑熊子山上」ともある。丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』（上海人民出版社、一九八三年）が、「先生生于広東新会県熊子郷之茶坑村」（第一冊、一二頁）「郷内共繪有五箇村庄、以茶坑村為最大（據梁啓超

先生口述」と記しているのを参考にすると、かつての熊子島は光緒期には茶坑村と呼ばれており、熊(能)子の名は、五島(五カ村)全体の通称、及び山名として残っていたようである。なお『紅兵』には、茶坑の村名が出現するから、行政村として認定される以前から、熊(能)子島に茶坑という集落があったのかもしれない。「三十自述」は、『飲冰室合集』(上海中華書局印行)文集第四冊所収、『中国文化史』は、同、專集第十八冊所収のものに拠った。以下同じ。

100 『中国文化史』、第七章、郷治。

101 前注に同じ。

102 以上の記述は、明嘉靖二十四年、李発の序を付した手抄本『梁氏源流図譜』の序及び系図に基いている。本資料は、新会県梁啓超研究会陳占標氏の御好意により、該当箇所を複写していただいた。

103 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』(上海人民出版社、一九八三年)。以下、『年譜長編』と略記。

104 李喜所・元青著『梁啓超伝』(人民出版社、一九九三年)。以下、『伝』と略記。

105 『年譜長編』の系図では、諱、字、号が混用されており、また同一人の字、号が父と子の名のようにになっている。例えば、系図では、紹——撫民——永保——南溪——大成——少八郎……というようになっているが、永保は彦雄の字、南溪は彦雄の号であり、少八郎は大成の号である。したがって世代数の数え方も違ってくる。

106 『年譜長編』に引く、葉大焯「鏡泉梁老先生慶寿序」に、梁啓超が祖父について語ったことばとして、

甲寅、洪逆披猖、我邑之遵其教者、四方蜂起、城日以困。吾鄉離城僅十余里、無頼者輒思逞。大父設立保良会力為禁止、以故一鄉無乱民。

とある。

107 『年譜長編』に引く佳木「梁啓超故郷述聞」

梁啓超が拳人に合格(光緒十五年、一八八九、父宝瑛四〇歳)して以後、土地は、人を雇って耕作させ、家務も同姓の兄弟

に管理させて、よく外出するようになった、という。『伝』一〇頁。

108 『紅兵』『沈賊頑洲』

109 『紅兵』『委巡海口』。沅英は生員とはいえ、軍事の心得もあつたらしく、「略教少年以坐作進退之法、方田開闢之陣」などあり、趙氏の壮丁に自ら訓練をほどこしている（『紅兵』『整兵具職』）。また、沙船設立をめぐって外海陳氏の拳人陳際清らと口論した際、「汝是文秀才乎、武秀才乎、惡氣滿腹、可曾讀書否。」となじられて、「作文也可、作武也可。従前誦詩説礼、為文秀才。後督帶義勇、出鎮城池、驅除賊匪、則武秀才矣。」とやり返した、と記している（『紅兵』『斥罷沙船』）。

110 『紅兵』『重勸三江』によると、知果ははじめ二万両を要求、趙氏側が応じないと、族正に対して、族内の「匪」を差し出せ、との諭令を下したり、三江は溢垣が多いから清丈して没收すると脅したりしたが、結局、一万両に減額された。ちなみに、『岡城』の末尾に付された「軍餉数目」によると、咸豊四年六月初一日に公局を開いてから八月十四日に包圍が解かれるまでに計銀三二〇〇〇両、八月十五日から十一月に江門を平定するまでに計銀四四四〇〇余両、十二月から翌五年八月までの事後処理に計銀九六〇〇両を支出した、とある。

111 これは光緒期の人口であるから咸豊期はもっと少ない。三江趙氏のばあい、民国初年の人口が約一二〇〇〇人であるのに対し、道光・咸豊期は約五〇〇〇人である。前稿注62参照。

112 『公牘』『西南書院李廣韶等批』（『聶亦峯先生為宰公牘』『西南書院李廣韶等控東南公約種々妄為批』）。原文はつぎの通り。

且本県於派收京米時、原止設立本城東北西南三大総局、以專責成、並無所謂東南之説也。且抽釐之沙田、現經停止、而抽釐之公局、亦飭撤除。西南既已照裁、東北何仍旧觀。祇以該約紳等、於諭飭停止以後、忽據稟稱、外海潮連荷塘三郷、向婦該約辦理、所有派抽田畝收繳俱有向章。若令婦人東南、可以不勞而理。且三郷人士、亦皆願繳入東南、而不願繳婦東北、良由彼此相習、可期迅速有成。請將三郷應繳銀兩、仍婦東南公約催收、無庸婦入東北、而該約亦只專收三郷銀兩、不能帶管別郷。維時東北局紳、亦稱不願兼管三郷、呈請另論三郷自行分辦各等語。本県祇求有裨公事、比經批飭准行。

113 『公牘』「李乾元等批」

114 『公牘』「催繳京米示」に、

本県原以地方遼濶、戸口繁多、特將向來所設之岡州東北西南各局、作為總局、以專其責、……中略……、汝等如距總局較近、即繳總局驗収、……中略……、何必定繳子局。原恐汝等相距較遠、往返維勞、特令先繳子局照収、再由子局彙繳總局。

とあつて、岡州・東北・西南の三總局とその下部機關として「子局」が設けられていたことがわかる。なお、『公牘』中に、「諭飭岡州東北東南西南各公局」と、東南公局が東北公局と同列に扱われている事例があるが、論の文中に「本県於前年下車時……」とあることから、着任後日が浅く、事情をよく呑み込んでいなかったためか、とも思われる。

115 李廣韶については、『公牘』「黃德開等批」に、「双水公約紳士李廣韶」とあるが、「道光都里」・「道光圖說」・「廣東圖說」いずれにも双水は見当らず、現行の地図に双水が見える。位置から推して「道光圖說」の絵図にみえる水口村、水口墟がこれにあたると思われる。水口村は、「道光都里」にもみえ、瀧水都に属している。

116 このうち、①・②・⑤は、『聶亦峯先生為宰公牘』にも収められている。

117 行政上、「道光都里」では潮居都内にある村。『廣東圖說』では瀧水都に入っている。

118 沙田の看守をめぐる問題については、佐々木正哉「順德縣鄉紳と東海十六沙」『近代中国研究』、第三輯、一九五九年、譚棟華『廣東歴史問題論文集』（稻禾出版社、台北、一九九三年六月）、一五五―一七三頁、「郷族地主對珠江三角洲地區的控制與護沙的原委」および西川喜久子「順德團練總局的成立」『東洋文化研究所紀要』、第一〇五冊、一九八八年、参照。

119 沙田看守にあたる沙夫の元締めは沙夫頭であろうか。

120 前稿二二三頁および注44参照。

121 前稿二三七頁および注53参照。

122 『廣東文獻』四卷一期、一九七四年。

123 前掲注118 西川論文参照。

124 長子士波の別名が輪航となっているので、蓬航は士派である可能性もある。

〈前稿の訂正と補注〉 誤→正

一九三頁、2行目、(遵名都にあり) → (遵名都に置く) 一九五頁、1~2行目、県丞直属? → 典史直属 二一四頁、後から5行目、各族譜 → 『麦姓家譜』 二二二頁、3行目、三江村趙姓村内 → 三江趙姓村内 二三三頁、10行目、科挙合格者数 → 科挙合格者の姓 二三六頁、9行目、局紳 → 局紳 二四六頁、8行目、林氏がここに来て → 林氏が来て 同頁、後から3行目、三江趙氏 → ①良韶 二四九頁、8行目、動揺 → 動乱 二五〇頁、8行目、光緒期であろう → 削除 二六五頁、5行目、三八条 → 五一條 二六七頁、1行目、h-5 → h-5、d 二六八頁、5行目、抹消した。 → 抹消した。(d) 二七〇頁、11行目、h-45・48、j → h-45、j 二七一頁、後から7行目、長子土派 → 長子土波 二七四頁、9行目、換言 → 換言すれ 同頁、注1、機構 → 組織 二八二頁、注46、三月 → 三期 二八三頁、8行目、潮連・坦辺・芝山 → 潮連・坦辺・芝山・雷湾 二八九頁、注3行目、鈴 → 鈴

〈補注〉 前稿注92で、陳殿蘭「公覆省垣三山長論清丈沙田書」中の沙田証書に関する記述を紹介したが、沙田証書の種類と歴史の変遷については、譚棟華『清代珠江三角洲的沙田』(廣東人民出版社、一九九三年十二月)第二章「沙田契証及其内容」に詳述されているので参照されたい。